

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	
条 例	ページ
◎高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例	9
◎高知県公益認定等審議会条例	9
◎知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例	10
◎高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例	11
◎高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付条例	18
◎高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例	19
◎高知県離島漁業再生支援基金条例	20
◎出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例及び保健所使用料徴収条例の一部を改正する条例	20
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	21
◎高知県財産条例の一部を改正する条例	21
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例	21
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例等の一部を改正する条例	22
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	22
◎高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例	22
◎高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	25
◎高知県公害紛争処理条例の一部を改正する条例	27
◎高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例	27
◎高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	27
◎高知県女性相談所設置条例の一部を改正する条例	28
◎高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	28
◎高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例	28
◎高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	29
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	29
◎高知県工業用水道条例の一部を改正する条例	30
◎高知県立身体障害者リハビリテーションセンターの設	

置及び管理に関する条例を廃止する条例 30

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例（高知県条例第1号）

1 条例制定の目的

この条例は、本県の厳しい財政状況を考慮し、議会の議長、副議長及び議員並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬を平成20年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要内容

(1) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間、議会の議長、副議長及び議員並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例（昭和28年高知県条例第13号。次の表において「203条条例」という。）の規定による額とすること。

区分	203条条例の報酬の月額	本条例施行前の報酬の月額	本条例施行後の報酬の月額
議会の議長	910,000円	899,000円	860,000円
議会の副議長	830,000円	819,000円	790,000円
議会の議員	780,000円	769,000円	750,000円
議会の議員である監査委員	111,000円	108,800円	107,000円

(2) 高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例（平成19年高知県条例第59号）は、廃止すること。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県公益認定等審議会条例（高知県条例第2号）

1 条例制定の目的

この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第1項に規定する合議制の機関として高知県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）を設置するとともに、同条第2項の規定により審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

2 主要内容

(1) 審議会は、委員3人以上5人以内で組織するものとし、専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができること。（第2条）

(2) 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、それぞれ知事が委嘱すること。（第3条）

(3) 委員の任期は、2年とし、再任されることができ、任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとし、専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。（第4条）

(4) 委員は、独立してその職権を行うこと。（第5条）

(5) 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないこと。（第6条）

(6) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと及び在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないこと。（第7条）

(7) 審議会に会長を置き、委員の互選によって定めること。（第8条）

(8) 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となることとし、会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができないこと及び会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによること。（第9条）

(9) 審議会は、その定めるところにより、会長が指名する委員及び専門委員で組織する部会を置くことができること。（第10条）

(10) 審議会の庶務は、法人を所管する部において当該所管する法人に係るものを処理し、総務部において総括すること。（第11条）

(11) その他審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めること。（第12条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（高知県条例第3号）

1 条例制定の目的

この条例は、本県の厳しい財政状況を考慮し、知事等、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条に規定する者及び職員の給料等を平成20年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要内容

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間において、(1)から(5)までの給料等の減額を行うこと。

(1) 知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額について、次のとおり減額すること。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号。以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。（第1条）

区分	知事等の条例の給料月額	本条例施行前の給料月額（（ ）は、減額率）	本条例施行後の給料月額（（ ）は、減額率）
知事	1,240,000円	(20%) 992,000円	(30%) 868,000円
副知事	950,000円	(12%) 836,000円	(15%) 807,500円
常勤の人事委員会委員	624,000円	(7%) 580,320円	(10%) 561,600円

常勤の監査委員	624,000円	(7%)	580,320円	(10%)	561,600円
教育長	790,000円	(7%)	734,700円	(10%)	711,000円

(2) 地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)別表第2及び別表第3に掲げる者のうち、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(収用委員会の予備委員を除く。)並びに監査委員の報酬月額について、当該額に5パーセントを乗じて得た額を減額すること。(第2条)

(3) 職員の給料月額について、当該額に次の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。ただし、手当の額等は、職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)等の規定による額とすること。(第3条)

職員の区分	減額率
ア 管理職手当が支給されている職員等	5%
イ ア以外の職員	
(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員	3%
(イ) 期末手当において人事委員会規則で定める加算割合が100分の5である職員	2.5%
(ウ) 期末手当において人事委員会規則で定める加算がない職員	2%

(4) 職員の給料の調整額について、(3)の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。(第4条)

(5) 職員の管理職手当の月額について、当該額に10パーセントを乗じて得た額を減額すること。(第5条)

3 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例(高知県条例第4号)

1 条例制定の目的

この条例は、南海地震による災害(以下「震災」という。)から県民の生命、身体及び財産を守ることを目的として、予防から南海地震の発生後の応急・復旧・復興までの総合的な対策(以下「南海地震対策」という。)を計画的に行うため、県、県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、震災に強い地域社会づくりを目指して、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等が相互に連携しながら南海地震対策を推進していくために必要な事項を定めることとした。

2 主要な内容

(1) この条例において使用される「南海地震」等の用語の定義をすること。(第1章第2条)

(2) 震災に強い地域社会を実現するため、南海地震対策は、自助の取組、共助の取組

及び公助の取組を進め、南海地震への備えを習慣とし、防災文化を根付かせていくこと等を基本理念として実践的かつ効果的に推進されなければならないこと。(第1章第3条)

(3) 震災から生命、身体及び財産を守るため、県民、事業者及び県の責務並びに市町村の役割を次のとおりとすること。(第1章第4条から第7条まで)

ア 県民は、地震防災に関する知識の習得等の必要な備えを行うとともに、南海地震が発生したときは、自らの判断により危険を回避し、助け合って避難、救助活動、避難生活等を行うように努めなければならないこと。

イ 事業者は、その所有し、又は管理する施設、設備等の安全性の確保、震災への対応力の向上等の必要な備えを行うとともに、南海地震が発生したときは、避難誘導、救助活動、消火活動等を積極的に行い、事業活動を再開するために必要な措置をとるよう努めなければならないこと。

ウ 県は、組織及び機能のすべてを挙げて、市町村及び防災関係機関と密接に連携しながら南海地震対策を計画的に推進するとともに、自助の取組及び共助の取組の促進及び継続のために必要な支援を行い、地震に関する調査、情報の収集等の成果及び情報を南海地震対策に反映すること。

エ 市町村は、県、他の市町村、防災関係機関、自主防災組織、社会貢献活動団体等と連携して、当該市町村の住民の生命、身体及び財産並びに地域を震災から守るための取組の推進に努めるものとする。

(4) 地震の揺れの被害から生命を守るため、次のことを行うこと。(第2章第8条から第13条まで)

ア 県民等の地震の揺れの被害からの安全の確保

イ 昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物の耐震診断及びその結果に応じた耐震化の推進

ウ 県有建築物耐震化実施計画の作成及び公表

エ 家具等及び屋外工作物等の安全対策の推進

オ 被災建築物等の応急危険度判定への支援等

カ 県の管理する公共土木施設の点検及び改修等

(5) 津波から逃げるため、次のことを行うこと。(第3章第14条から第19条まで)

ア 津波浸水予想区域の居住者等の迅速な津波からの避難、避難の継続等

イ 地域の津波避難計画の作成の推進

ウ 自主防災組織による地域の津波避難計画に基づく津波からの避難訓練及びその結果を踏まえた当該地域の津波避難計画の見直し等

エ 津波からの避難に関する情報を入手することができる環境の整備

オ 津波からの緊急避難場所及び避難路の確保及び保全のために必要な対策の推進等

カ 県の管理する施設についての津波の浸入を防ぐための措置等及び津波による漂流物対策の推進

(6) 火災から生命を守るため、次のことを行うこと。(第4章第20条及び第21条)

ア 地震の揺れが収まった後の火災の発生を防ぐために必要な措置並びに火災が発生したときの消火及び延焼の防止

イ 初期消火に必要な用具の設置等

(7) 土砂災害等の危険から生命を守るため、次のことを行うこと。(第5章第22条から第24条まで)

ア 土砂災害等の危険を察知したときの県民の自主的な避難等

イ 土砂災害等の危険な箇所等の南海地震の発生後の巡視及び点検並びに居住者等へ

- の危険の周知等
- ウ 危険物又は有害物質の製造施設等の所有者又は管理者の南海地震の発生後の施設の点検及び被害の拡大の防止の措置等
- エ 急傾斜地の崩壊等に係る対策の推進並びにため池の点検及び改修等
- (8) 震災からより多くの人命を救うため、次のことを行うこと。(第6章第25条から第27条まで)
- ア 県による応急活動の対策
- イ 医療救護活動におけるトリアージ(傷病者に治療及び搬送の優先順位を付けることをいう。)への県民の理解等
- ウ 自主防災組織、事業者等による救助活動、情報の収集及び伝達、安否の確認等
- エ 緊急輸送の確保
- (9) 被災者の生活の安定を図るため、次のことを行うこと。(第7章第28条から第30条まで)
- ア 県による復旧活動の対策
- イ 電気、通信、上下水道、ガス又は工業用水道の事業に係る施設を管理する者による早期の施設復旧のための必要な対策及び速やかな施設復旧
- ウ ボランティア活動への支援等及び専門ボランティアの活用
- (10) 県は、高知県震災復興計画を作成し、震災復興対策を着実に推進すること。(第8章第31条及び第32条)
- (11) 次のことにより、地域の防災力の強化をすること。(第9章第1節第33条から第36条まで)
- ア 県民は、南海地震への備えとして、地震防災に関する知識の習得等に努めること。
- イ 事業者は、南海地震による被害の軽減のために必要な備えとして、食料、飲料水等の備蓄等を行い、地域の自主防災組織が行う地震防災に関する活動との連携に努めること。
- ウ 自主防災組織を結成し、地震防災に関する知識の普及等の活動を行い、当該活動を活性化するため、他の自主防災組織、社会貢献活動団体、地域の事業者等との連携に努めること。
- エ 毎年8月30日から9月5日までを高知県南海地震対策推進週間とし、その期間には、ア及びイの備え並びにウの活動の点検及び充実に取り組むとともに、イ及びウの連携を図り、必要な訓練を行うように努めること。
- (12) 次のことにより、災害時要援護者への支援等を行うこと。(第9章第2節第37条から第39条まで)
- ア 県は、災害時要援護者を地域で支え合うネットワークづくりを促進し、災害時要援護者に対応することができる避難所の確保、生活支援等の対策を推進するように努めること。
- イ 災害時要援護者を地域で支え合うネットワークを構成する近隣住民等の支援者は、災害時要援護者の把握等に努め、災害時要援護者又はその家族は、支援者との意見交換並びに災害時要援護者支援の方法の確認及び調整を行うように努めること。
- ウ イにより災害時要援護者支援に関する情報の提供を受けた支援者は、当該情報を、知事が別に定める災害時要援護者に係る個人情報の保護に関する指針に基づき、適正に取り扱うこと。
- エ 災害時要援護者が専ら利用する施設の設置者又は管理者は、当該施設内の安全性

- の確保等に努めること。
- (13) 次のことにより、地震防災に関する知識の普及、人材育成等を行うこと。(第9章第3節第40条から第42条まで)
- ア 学校等の設置者又は管理者は、児童等の発達段階に応じた実践的な防災教育の実施に努めること。
- イ 県は、地震防災に関する広報活動の実施、啓発及び相談体制の整備等並びに地域又は事業所における地震防災に係る活動に適切な助言又は指導をすることができる人材の育成及び活用に努めること。
- (14) 県は、この条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海地震対策を計画的に進めるため、高知県南海地震対策行動計画の作成等を行い、南海地震対策の実施状況について、毎年、点検し、公表すること。(第10章第43条及び第44条)
- (15) この条例の規定は、必要な範囲内において、南海地震以外の高知県に被害をもたらす地震が発生したときにも適用すること。(第11章第46条)

3 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例(高知県条例第5号)

1 条例制定の目的

この条例は、県内において必要な助産師の緊急的な確保及び充実に努めることを目的として、県外の助産師養成施設に在学している者で、助産師の確保が必要な県内の医療機関において将来助産師の業務に従事しようとするものに対し、その修学を容易にするため、奨学金を貸し付けることができるようにすることとした。

2 主要な内容

- (1) 予算の範囲内で、県外の文部科学大臣の指定した学校において助産師課程を履修し、又は厚生労働大臣の指定した助産師養成所に在学している者であって、当該県外の学校又は助産師養成所(以下「県外養成施設」という。)を卒業後知事が別に定める県内の医療機関(以下「県内指定医療機関」という。)において助産師の業務に従事しようとするもののうちから選考の上、奨学金を貸し付けることができること。
- (第2条)
- (2) 奨学金として貸し付ける金額は、月額15万円とし、奨学金を貸し付ける期間は、当該助産師課程において助産に関する科目を履修する学年の期間又は当該助産師養成所の所定の修学期間とすること。(第3条第1項)
- (3) 奨学金は、無利子とすること。(第3条第2項)
- (4) 奨学金の貸付けの一時停止、再開及び取消しについて定めること。(第4条から第6条まで)
- (5) 奨学金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、県外養成施設を卒業したとき又は奨学金の貸付けを取り消されたときは、直ちに奨学金を償還しなければならず、知事が特に必要があると認めたときは、奨学金を貸し付けた期間の4倍に相当する期間で、分割償還ができること。(第7条)
- (6) 借受者が県外養成施設を卒業した日から1年以内に助産師の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事するとき等は、奨学金の償還を猶予すること。
- (第8条)
- (7) 借受者が県外養成施設を卒業した日から1年以内に助産師の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間が奨学金を貸し付けた期間の4倍に相当

する期間に達したとき等は、奨学金の償還を免除すること。（第9条）

（8） 借受者が正当な理由がなく奨学金を償還すべき日までに償還しなかったときは、償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、償還すべき奨学金の額に対して年14.5パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利子を徴収すること。（第10条）

（9） この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失うこと。（附則第2項）

（10） 助産師、看護師等養成奨学金貸付条例（昭和37年高知県条例第29号）について規定の整備をすること。（附則第5項）

3 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例（高知県条例第6号）

1 条例制定の目的

この条例は、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定により、高知県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

（1） 特定期間において県が高知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から徴収する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の額の算定の基礎となる拠出率を1万分の9とすること。（第2条）

（2） 基金に積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とし、拠出金の総額の3倍に相当する額とすること。（第3条）

（3） 拠出金の額の算定方法等について定めること。（第4条）

（4） 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定めるところによりすべて基金に積み立てること。（第5条）

（5） 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第6条）

（6） 知事は、広域連合に対する交付金の交付及び貸付金の貸付けを行う場合に限り、基金を処分することができること。（第7条）

（7） 交付金について、交付の要件、額の算定方法等を定めること。（第8条及び第9条）

（8） 貸付金について、貸付けの要件、額の算定方法、償還方法、償還期限の延期、償還金の処理等を定めること。（第10条から第15条まで）

3 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県離島漁業再生支援基金条例（高知県条例第7号）

1 条例制定の目的

この条例は、離島において、漁場の生産力の向上等を図るための漁業再生に向けた活動を通じて、水産業及び漁業集落が有する多面的機能を持続的に発揮させるため、高知県離島漁業再生支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

（1） 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）

（2） 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。こと。（第2条第2項）

（3） 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保

管しなければならないこと。（第3条）

（4） 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）

3 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例及び保健所使用料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

1 条例改正の目的

この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行による老人保健法（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、関係条例の規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

1 条例改正の目的

この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、企業立地の促進等によって地域における産業集積の形成及び活性化を図ることを目的として、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に規定する同意集積区域内において、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日から起算して5年以内に特定事業のための施設を設置した者について、当該施設に係る不動産取得税の課税を免除することとした。

2 主要な内容

（1） 課税免除の要件は、同意集積区域内において企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って次の特定事業施設を設置した事業者（企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業又は自然科学研究所に属する事業を行う者に限る。）による当該特定事業施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対する不動産取得税であること。（第2条第8号及び第3条第4項）

ア 1の施設であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額の合計額が3億円（製造業に係るものにあっては、5億円）を超えるものであること。

イ 当該施設に係る家屋につき特定事業施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（共用部分の床面積を除く。）のうち当該特定事業施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が2分の1以上のものであり、当該施設に係る構築物につき特定事業施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうち当該特定事業施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が2分の1以上のものであること。

（2） 課税免除額は、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に特定事業施設を設置した者について、当該特定事業施設の用に供する家屋（当該特定事業施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算

して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) に対して課する不動産取得税の額とすること。(第4条第1項第3号)

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成19年10月29日から適用することとした。

◆高知県財産条例の一部を改正する条例（高知県条例第10号）

1 条例改正の目的

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、行政財産を貸し付け、又は私権を設定することができる場合が拡大されたことを考慮し、土地以外の行政財産についても無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができるようにする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

1 条例改正の目的

この条例は、高知県衛生研究所等で行っている衛生に関する試験等に係る手数料について、項目の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県衛生試験等手数料等徴収条例等の一部を改正する条例（高知県条例第12号）

1 条例改正の目的

この条例は、診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第92号）を廃止し、新たに診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）を定め、平成20年4月1日から適用されることに伴い、これを引用している条例について規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第13号）

1 条例改正の目的

この条例は、薬事法（昭和35年法律第145号）の一部改正に伴い、一般用医薬品の販売に従事する者に新たな有資格者登録制が導入されることによる試験の実施、登録の審査等の事務に係る手数料を徴収することとともに、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）の規定に基づき行われていた建築物環境衛生一般管理業者の登録が終了することに伴い、当該登録の事務に係る手数料の規定を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）

1 条例改正の目的

この条例は、県として必要な医師の確保を促進するため、貸付金の貸与を受ける者の資格要件、貸付金の償還の免除要件等を見直すとともに、県内で初期臨床研修を受ける医師に貸付金を貸与することができるよう必要な改正をすることとした。

2 主要内容

(1) 貸付金の貸与を受ける者の資格要件の見直し等（第3条第1項及び改正後の同条

第3項）

ア 医師養成奨学貸付金の貸与を受ける者について、国立大学法人高知大学の医学生又は県内の高等学校を卒業した国立大学法人高知大学以外の大学の医学生であることの限定をなくすこと。

イ 医師養成奨学貸付金の特定科目加算貸付金又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金の貸与を受ける者について、県内指定医療機関において指定特定診療科目（産婦人科その他知事が指定する特定診療科目をいう。以下同じ。）の医師の業務に従事しようとする者であることを明確に規定すること。

(2) 貸付金の貸与を受ける者の範囲の拡大（改正後の第3条第2項、第4条第1項、改正後の第9条第1項第2号及び第3項第2号並びに改正後の第10条第1項第2号）

ア 県内の管理型臨床研修病院において初期臨床研修を受ける医師で、初期臨床研修の修了後県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事しようとするものに対し、初期臨床研修特別貸付金を新たに貸与すること。

イ 初期臨床研修特別貸付金は、月額12万円で、2年を限度として貸与するとともに、特定科目後期臨床研修を受けているとき等にその償還を猶予し、県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間が貸付金を貸与した期間の1.5倍に達したとき等にその償還を免除すること。

(3) 貸付金の償還の猶予要件の見直し（第9条）

医師養成奨学貸付金の特定科目加算貸付金又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金の貸与を受けた者について、県内指定医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事しているときに貸付金の償還を猶予するようにすること。

(4) 貸付金の償還の免除要件の見直し（第10条）

ア 医師養成奨学貸付金の貸与を受けた者について、貸付金の償還の免除要件としての期間に県内指定支援医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と医師の業務に従事した期間とを通算した期間の2分の1に相当する期間を加えない場合を、医師養成奨学貸付金の貸与を受けた期間が4年未満のときとしていたものを2年未満のときとすること。

イ 特定科目後期臨床研修奨励貸付金の貸与を受けた者について、貸付金の償還の免除要件としての期間に加えるものを、県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とすること。

3 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

1 条例改正の目的

この条例は、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）の規定による独立行政法人福祉医療機構の保険約款が変更されることに伴い、心身障害者に年金を支給するための高知県心身障害者扶養共済制度に係る掛金、弔慰金及び脱退一時金の額を改定することとした。

2 主要内容

(1) 加入に係る掛金額を次のとおり改定すること。（別表の1並びに附則第2項第1号及び附則別表第1）

ア 県内に住所を有する加入者

			昭和54年10月1日以後に
--	--	--	---------------

加入時の年齢区分	改定前の加入者の掛金の月額	改定後の新規加入者の掛金の月額	加入した者であって加入時の年齢が45歳以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入した者であって加入時の年齢が45歳未満であったものの掛金の月額の経過措置額
35歳未満の者	2,625円	6,975円	4,200円
35歳以上40歳未満の者	3,375円	8,550円	5,175円
40歳以上45歳未満の者	4,500円	10,725円	6,525円
45歳以上50歳未満の者	5,180円	12,110円	7,420円
50歳以上55歳未満の者	6,230円	13,160円	8,120円
55歳以上60歳未満の者	7,560円	14,490円	8,960円
60歳以上65歳未満の者	9,310円	16,310円	10,150円

イ 転出期間に係る加入者

加入時の年齢区分	改定前の加入者の掛金の月額	改定後の新規加入者の掛金の月額	昭和54年10月1日以後に加入した者であって加入時の年齢が45歳以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入した者であって加入時の年齢が45歳未満であったものの掛金の月額の経過措置額
35歳未満の者	3,500円	9,300円	5,600円
35歳以上40歳未満の者	4,500円	11,400円	6,900円
40歳以上45歳未満の者	6,000円	14,300円	8,700円
45歳以上50歳未満の者	7,400円	17,300円	10,600円
50歳以上55歳未満の者	8,900円	18,800円	11,600円
55歳以上60歳未満の者	10,800円	20,700円	12,800円

60歳以上65歳未満の者	13,300円	23,300円	14,500円
--------------	---------	---------	---------

(2) 口数追加に係る掛金額を次のとおり改定すること。(別表の2並びに附則第2項第2号及び附則別表第2)

ア 県内に住所を有する口数追加加入者

口数追加時の年齢区分	改定前の口数追加加入者の掛金の月額	改定後の新規口数追加加入者の掛金の月額	条例改正前に口数追加の承認を受けた者の掛金の月額の経過措置額
35歳未満の者	2,625円	6,975円	4,200円
35歳以上40歳未満の者	3,375円	8,550円	5,175円
40歳以上45歳未満の者	4,500円	10,725円	6,525円
45歳以上50歳未満の者	5,550円	12,975円	7,950円
50歳以上55歳未満の者	6,675円	14,100円	8,700円
55歳以上60歳未満の者	8,100円	15,525円	9,600円
60歳以上65歳未満の者	9,975円	17,475円	10,875円

イ 転出期間に係る口数追加加入者

口数追加時の年齢区分	改定前の口数追加加入者の掛金の月額	改定後の新規口数追加加入者の掛金の月額	条例改正前に口数追加の承認を受けた者の掛金の月額の経過措置額
35歳未満の者	3,500円	9,300円	5,600円
35歳以上40歳未満の者	4,500円	11,400円	6,900円
40歳以上45歳未満の者	6,000円	14,300円	8,700円
45歳以上50歳未満の者	7,400円	17,300円	10,600円
50歳以上55歳未満の者	8,900円	18,800円	11,600円
55歳以上60歳未満の者	10,800円	20,700円	12,800円
60歳以上65歳未満の者	13,300円	23,300円	14,500円

(3) 弔慰金の額を次のとおり改定すること。(第14条及び附則第3項)

加入期間又は口数追加期間の区分	改定前の支給額	改定後の新規加入者及び新規口数追加加入者の支給額	条例改正前に加入している者及び条例改正前に口数追加の承認を受けた者の支給額の経過措置額
1年以上5年未満	20,000円	50,000円	30,000円
5年以上20年未満	50,000円	125,000円	75,000円
20年以上	100,000円	250,000円	150,000円

(4) 脱退一時金の額を次のとおり改定すること。(第14条の2及び附則第4項)

加入期間又は口数追加期間の区分	改定前の支給額	改定後の新規加入者及び新規口数追加加入者の支給額	条例改正前に加入している者及び条例改正前に口数追加の承認を受けた者の支給額の経過措置額
5年以上10年未満	30,000円	75,000円	45,000円
10年以上20年未満	50,000円	125,000円	75,000円
20年以上	100,000円	250,000円	150,000円

3 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県公害紛争処理条例の一部を改正する条例(高知県条例第16号)

1 条例改正の目的

この条例は、公害紛争処理法施行令(昭和45年政令第253号)が一部改正されたことを考慮し、高知県公害審査会が行う紛争の処理に関し、同一の事件に係る調停と仲裁との連続的運用を図るため、調停が打ち切られた後、一定の期間内にされる仲裁の申請手数料について、当該調停の際に納められた手数料の額を控除するようにすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例(高知県条例第17号)

1 条例改正の目的

この条例は、知事の権限に属する事務のうち、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(平成13年高知県条例第4号)に基づく事務を協議の調った町が処理することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第18号)

1 条例改正の目的

この条例は、新たに設置する南園展望デッキの利用料金の基準額を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県女性相談所設置条例の一部を改正する条例(高知県条例第19号)

1 条例改正の目的

この条例は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人相談所として設置している高知県女性相談所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者暴力相談支援センターとしての機能を充実させることに伴い、施設の名称を改める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第20号)

1 条例改正の目的

この条例は、適切な受益者負担の観点等から、65歳以上の県民並びに児童及び生徒の入場料を有料化するとともに、年間パスポート制を導入する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例(高知県条例第21号)

1 条例改正の目的

この条例は、本県における森林の多面的機能の持続的な発揮及び県民生活の安定向上を図ることを目的として総合的、計画的かつ緊急に実施している間伐の推進について、その施行期限を5年延長するとともに、森林が有する地球温暖化の防止の機能の重要性を考慮し、併せて森林組合等の責務及び利用間伐の促進について新たに規定する等必要な改正をすることとした。

2 主要内容

- (1) 森林が有する地球温暖化の防止の機能の重要性を考慮した内容に改めること。
(前文、第1条、第2条第3号及び改正後の第9条第2項)
- (2) 森林所有者等のうち、森林組合の責務として、森林所有者等の間伐の実施に係る合意形成、間伐作業地の集団化、作業路網の整備、間伐材等の搬出その他間伐を円滑に実施するための取組を積極的に行うよう努めることを規定すること。(改正後の第7条第1項)
- (3) 森林所有者等のうち、森林所有者等から委託を受けて間伐を行う森林組合以外の木材生産業者等の責務として、(2)の森林組合が行う取組に積極的に協力するよう努めることを規定すること。(改正後の第7条第2項)
- (4) 利用間伐(伐採した林木を利用するために搬出する間伐をいう。)を促進するため、県は、間伐作業地の集団化、作業路網の整備、機械化の促進その他林木の搬出条件の整備に関し必要な措置を講ずるよう努めることを規定すること。(改正後の第12条)
- (5) 条例の施行期限を平成25年3月31日までの5年間延長すること。(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

1 条例改正の目的

この条例は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正に伴い、同令の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

1 条例改正の目的

この条例は、都市公園を占用する場合の区分を追加して占用料を徴収することとともに、新たに室戸広域公園の屋根付き多目的広場に設置する照明設備の利用に係る料金を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

◆高知県工業用水道条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

1 条例改正の目的

この条例は、工業用水道の超過使用水量の算出において必要となる1日の各時間における使用水量が計量できないときの規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立身体障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例（高知県条例第25号）

1 条例の廃止

この条例は、高知県立身体障害者リハビリテーションセンターの運営を社会福祉法人に移管することに伴い、高知県立身体障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。
平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第1号

高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における報酬の月額、地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、議会の議長にあっては「860,000円」と、議会の副議長にあっては「790,000円」と、議会の議員にあっては「750,000円」と、議会の議員である監査委員にあっては「107,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同表に掲げる額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止）

2 高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例（平成19年高知県条例第59号）は、廃止する。

高知県公益認定等審議会条例をここに公布する。
平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第2号

高知県公益認定等審議会条例

（設置等）

第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。第3条第1項において「法」という。）第50条第1項に規定する合議制の機関として高知県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）を設置するとともに、同条第2項の規定により審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）

第2条 審議会は、委員3人以上5人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員）

第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人（法第2条第3号に規定する公益法人をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(職権の行使)

第 5 条 委員は、独立してその職権を行う。

(身分保障)

第 6 条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(服務)

第 7 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第 8 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。
- (会議)

第 9 条 審議会の会議（次条第 6 項を除き、以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 10 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、法人を所管する部（高知県部設置条例（昭和 31 年高知県条例第 41 号）により設置された部をいう。）において当該所管する法人に係るものを処理し、高知県総務部において総括する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。



知事等、地方自治法第 203 条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 25 日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第 3 号

知事等、地方自治法第 203 条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例

(知事等の給料の特例)

第 1 条 知事、副知事、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長に係る平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における給料の月額、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和 28 年高知県条例第 12 号）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同条例別表第 1 及び別表第 2 に掲げる給料月額からその額に、知事にあっては 100 分の 30、副知事にあっては 100 分の 15、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長にあっては 100 分の 10 を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条例別表第 1 及び別表第 2 に掲げる額とする。

(地方自治法第 203 条に規定する者の報酬の特例)

第 2 条 地方自治法第 203 条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例（昭和 28 年高知県条例第 13 号）別表第 2 及び別表第 3 に掲げる者のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する委員会の委員（収用委員会の予備委員を除く。）並びに監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、同条例第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同条例別表第 2 及び別表第 3 に掲げる報酬月額からその額に 100 分の 5 を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

(職員の給料月額の特例)

第 3 条 職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 34 号。以下「職員の条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる給料表、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号。以下「公立学校職員の条例」という。）第 5 条第 1 項各号に掲げる給料表若しくは警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 15 号。以下「警察職員の条例」という。）別表第 1 の警察官給料表又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年高知県条例第 52 号。以下この条において「任期付職員条例」という。）第 4 条第 1 項の給料表若しくは同条第 3 項若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 14 年高知県条例第 53 号。以下この条において「任期付研究員条例」という。）第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の給料表若しくは同条第 4 項の適用を受ける職員（次条及び第 5 条において「職員」という。）に係る特例期間における給料月額は、職員の条例第 4 条及び第 5 条から第 6 条の 3 まで、公立学校職員の条例第 5 条及び第 6 条から第 7 条の 3 まで、警察職員の条例第 4 条及び第 5 条から第 6 条の 3 まで、任期付職員条例第 4 条又は任期付研究員条例第 5 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎給料月額」という。）からその額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未

満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額(職員の条例第14条、職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)第12条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)第16条第3項及び第18条第4項、公立学校職員の条例第17条、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)第16条第3項及び第18条第4項、警察職員の条例第14条並びに警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)第16条第3項の規定による勤務しない1時間につき減額する額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。以下同じ。)、給料の調整額、勤務1時間当たりの給与額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

- (1) 職員の条例第9条第1項、公立学校職員の条例第12条第1項又は警察職員の条例第9条第1項の規定に基づく管理職手当を受けるべき職を占める職員及び任期付職員条例第4条第1項の給料表若しくは同条第3項又は任期付研究員条例第5条第1項の給料表若しくは同条第4項の適用を受ける職員並びにこれらの職員との権衡上必要があると任命権者が認める職員 100分の5
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員であって、職員の条例第21条第5項、公立学校職員の条例第22条第5項及び警察職員の条例第21条第5項の人事委員会規則で定める職員の職にあるもの(次号において「加算を受ける職員」という。)のうち、人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて人事委員会規則で定める割合(同号において「加算割合」という。)が100分の5を超える割合である職員 100分の3
 - (3) 加算を受ける職員のうち、加算割合が100分の5である職員及び任期付研究員条例第5条第2項の給料表の適用を受ける職員 100分の2.5
 - (4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の2
- (職員の給料の調整額の特例)

第4条 職員に係る特例期間における給料の調整額は、職員の条例第8条、公立学校職員の条例第10条又は警察職員の条例第8条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この条において「基礎調整額」という。)からその額に前条各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は、基礎調整額とする。(職員の管理職手当の特例)

第5条 職員に係る特例期間における管理職手当の月額は、職員の条例第9条第2項、公立学校職員の条例第12条第2項又は警察職員の条例第9条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この条において「基礎管理職手当月額」という。)からその額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎管理職手当月額とする。

- 附 則**
(施行期日)
- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
 - 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第95号)の一部を次のように改正する。
附則第5項第1号中「。以下この項及び附則第17項において「特例条例」という。」を削り、「特例条例第4条本文」を「同条例第4条本文」に改め、附則第17項中「特例

条例第3条」を「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成20年高知県条例第3号)第3条」に改める。

- (公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第97号)の一部を次のように改正する。

附則第5項第1号中「。以下「特例条例」という。」を削り、「特例条例第4条本文」を「同条例第4条本文」に改め、附則第15項中「特例条例第3条」を「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成20年高知県条例第3号)第3条」に改める。

- (警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第98号)の一部を次のように改正する。

附則第5項第1号中「。以下「特例条例」という。」を削り、「特例条例第4条本文」を「同条例第4条本文」に改め、附則第19項中「特例条例第3条」を「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成20年高知県条例第3号)第3条」に改める。

~~~~~  
高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例をここに公布する。  
平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第4号**  
**高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例**

目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 地震の揺れの被害から生命を守る(第8条―第13条)

第3章 津波から逃げる(第14条―第19条)

第4章 火災から生命を守る(第20条・第21条)

第5章 土砂災害等の危険から生命を守る(第22条―第24条)

第6章 震災から生命を救う(第25条―第27条)

第7章 被災者の生活の安定を図る(第28条―第30条)

第8章 震災からの復興を進める(第31条・第32条)

第9章 震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりを進める

第1節 地域の防災力の強化(第33条―第36条)

第2節 災害時要援護者への支援等(第37条―第39条)

第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等(第40条―第42条)

第10章 南海地震対策を計画的に進める(第43条・第44条)

第11章 雑則(第45条・第46条)

附則

南海地震は、歴史的にみておおむね100年ないし150年の間隔で発生しており、過去から繰り返し高知県を襲い、その度に大きな被害をもたらしてきました。

高知県をふるさととする物理学者・文学者の寺田寅彦が残した「天災は忘れられたる頃来る」という警句にあるように、昭和南海地震から60年余りが経過し、次第に震災の記憶が薄れ、人々の生活様式が様変わりしていくなかで、今また宿命の南海地震が発生する可

能性が高まりつつあります。

高知県では、南海地震が発生すると、大きな揺れが1分を超えて続き、その震度は、ほとんどの地域で震度5強ないし震度6強、一部の地域では震度7になると想定されています。また、南海地震の発生から、3分ないし30分程度で、すべての沿岸域に津波が押し寄せ、その高さはおよそ6メートルないし8メートル、ところによっては10メートルを超えると想定されています。こうした地震の揺れ、津波等によって、県内全域が同時に甚大な被害を受けるとともに、県内外との交通が寸断され、多くの地域が孤立するおそれがあります。

南海地震は、その発生を防ぐことはできませんが、被害をできる限り少なくすることは可能です。そのためには、県、市町村等は、被害の軽減のために最大限の努力をすることはもとより、災害から、自らの生命は自らで守り、自分たちの地域は自分たちで守るという防災の基本に立ち、家庭や事業所において備えを行うことや地域において住民相互の協力による防災活動を行うことが重要になってきます。こうした考えを、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等が共有し、それぞれの役割を果たしていかなければいけません。

ここに、私たちは、力を合わせて南海地震への備えを早急に進め、南海地震による災害に強い地域社会を実現し、なによりもかけがえのない生命を守っていくことを決意して、この条例を制定します。

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この条例は、南海地震による災害（以下「震災」といいます。）から県民の生命、身体及び財産を守ることを目的として、予防から南海地震の発生後の応急・復旧・復興までの総合的な対策（以下「南海地震対策」といいます。）を計画的に行うため、県、県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、震災に強い地域社会づくりを目指して、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等が相互に連携しながら南海地震対策を推進していくために必要な事項を定めるものとします。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 南海地震 紀伊半島の南側の海域から土佐湾までの地域及びその周辺の地域におけるプレートの境界を震源とする大規模な地震をいいます。
- (2) 防災関係機関 国、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関をいいます。
- (3) 事業者 法人（県、市町村及び防災関係機関を除きます。）及び事業を営む個人をいいます。
- (4) 自主防災組織 災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚及び連帯感に基づき、町内会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織をいいます。
- (5) 社会貢献活動団体 高知県社会貢献活動推進支援条例（平成11年高知県条例第4号）第2条第2項に規定する社会貢献活動団体（自主防災組織を除きます。）をいいます。
- (6) 居住者等 居住する者、通勤する者、通学する者、観光等で一時滞在する者及び通過する者をいいます。
- (7) 災害時要援護者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、災害が発生したときに特別な援護を必要とするものをいいます。

(8) 救助活動 倒壊家屋等からの人の救出、負傷者等への応急手当、負傷者等の医療救護施設への搬送等をいいます。

(9) 津波避難ビル等 津波による浸水が予想される区域（以下「津波浸水予想区域」といいます。）において、津波から緊急に避難するための施設として市町村が指定する堅固な中・高層建築物等の人工構造物をいいます。

(10) 緊急避難場所 高台（津波による浸水のおそれがない高さに位置し、居住者等が緊急に避難することができる一定の広さのある場所をいいます。第14条第1項において同じ。）及び津波避難ビル等をいいます。

(基本理念)

**第3条** 震災に強い地域社会を実現するため、南海地震対策は、次に掲げる事項を基本理念として実践的かつ効果的に推進されなければいけません。

- (1) 南海地震という大災害に遭っても県民の生命、身体及び財産に係る権利が守られるように、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等さまざまな立場の者が、それぞれの役割の基に努力し、相互に連携して取り組んでいくこと。
- (2) 県民は、生命、身体及び財産に係る権利は自らで守らなければいけないという自覚に基づき、そのために必要な備えを日ごろから行うとともに、南海地震が発生したときには適切に行動することができるように自助の取組を進めること。
- (3) 一人一人の生命、身体及び財産に係る権利が守られるように、地域を構成するさまざまな人々及び団体が、日ごろから連帯感を強め、支え合い、南海地震が発生したときは相互に助け合う共助の取組を進めることとし、その取組の主要な担い手として、自主防災組織の活動を特に活性化していくこと。
- (4) 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の自助の取組及び共助の取組が活性化するように支援するとともに、県自らが取り組むべき社会基盤の整備、迅速かつ的確な震災対応をするための体制整備等を行う等の公助の取組を進めること。
- (5) 震災から生命、身体及び財産を守るため、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等が、一人一人ができることから取り組むことの必要性を広く呼びかけながら、取組の輪を広げ、全県的な運動として展開していく、南海地震への備えを習慣としていくことで、生活、仕事及び教育の中に防災文化を根付かせていくこと。

(県民の責務)

**第4条** 県民は、震災から生命、身体及び財産を自らで守るため、地震防災に関する知識の習得その他必要な備えを行うとともに、南海地震が発生したときは、自らの判断による危険の回避等を行うように努めなければいけません。

2 県民は、自助の取組を行動に移すように相互に啓発し合い、地域で支え合うとともに、南海地震が発生したときは、助け合って避難、救助活動、避難生活等を行うように努めなければいけません。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、その社会的責任を自覚し、震災から事業所内の人の生命及び身体を守り、自らが所有し、又は管理する施設、設備等による周辺の居住者等への被害を最小限に抑え、南海地震の発生後においても事業を継続することができるように、あらかじめ、自らが所有し、又は管理する施設、設備等の安全性の確保、震災への対応力の向上等の被害の軽減のために必要な備えを行うように努めなければいけません。

2 事業者は、南海地震が発生したときは、地域の自主防災組織及び周辺の居住者等と協

力して、避難誘導、救助活動、消火活動等を積極的に行うとともに、事業活動を再開するために必要な措置をとるよう努めなければいけません。

(県の責務)

**第6条** 県は、震災から県民の生命、身体及び財産を守るため、組織及び機能のすべてを挙げて、市町村及び防災関係機関と密接に連携しながら、南海地震対策を計画的に推進します。

2 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の自助の取組及び共助の取組の促進及び継続のために必要な支援を行います。この場合において、県民、事業者、自主防災組織等が効果的に南海地震への備え及び南海地震の発生後の活動を行うことができるように、震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりの促進等に努めます。

3 県は、国、市町村等と連携して地震に関する調査、情報の収集等を行い、その成果及び情報を南海地震対策に反映します。この場合において、自助の取組及び共助の取組の促進に寄与するため、その成果及び情報の公表に努めます。

(市町村の役割)

**第7条** 市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、他の市町村、防災関係機関、自主防災組織、社会貢献活動団体等と連携して、当該市町村の住民の生命、身体及び財産並びに地域を震災から守るための取組の推進に努めるものとします。

## 第2章 地震の揺れの被害から生命を守る

(地震の揺れの被害からの安全の確保)

**第8条** 県民は、気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条に規定する地震動警報(次項において「地震動警報」といいます。)を知ったとき又は地震の揺れを感じたときは、地震の揺れにより物が転倒し、落下する等のおそれがある場所から直ちに離れ、頭を保護する等の自らの安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。

2 事業者は、地震動警報を知ったとき又は地震の揺れを感じたときは、事業所内の人に対し、頭を保護して落ち着いた行動等をとるよう促し、避難誘導を行う等の事業所内の人の安全を確保するために必要な措置をとらなければいけません。

(既存建築物の耐震化の推進)

**第9条** 昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物(以下「既存建築物」といいます。)の所有者は、南海地震による既存建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいいます。以下同じ。)を行うよう努めなければいけません。

2 県は、県有の既存建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化を行うよう努めます。この場合において、計画的な耐震化の推進及び当該既存建築物の利用者等の理解を促進するため、耐震化の優先順位等を定めた県有建築物耐震化実施計画を作成し、耐震診断の結果と併せて公表します。

3 県は、震災対応の指揮の拠点、医療救護活動の拠点、消火活動の拠点、避難所等として南海地震の発生後に重要な役割を担う既存建築物の所有者又は管理者に対し、耐震診断の実施、当該耐震診断の結果の公表及び計画的な耐震化の促進を求めます。

4 県は、建築関係事業者の団体、市町村、国等と連携して、既存建築物の耐震化に関する実態を把握するとともに、耐震化の啓発、相談体制の整備その他必要な支援を行うよう努めます。

(屋内における家具等の安全対策の推進)

**第10条** 県民又は事業者は、南海地震の発生時に自ら及びその家族又は事業所内の人が屋内において安全を確保し、迅速かつ円滑に避難することができるように、あらかじめ、家具、電気製品等の転倒し、落下する等の危険がある物の安全性の点検、配置の見直し及び転倒、落下等の防止、窓ガラス等の飛散する危険がある物の飛散の防止等の安全対策(以下「家具等の安全対策」といいます。)を行うよう努めなければいけません。

2 県は、家具、電気製品、窓ガラス等の製造又は販売を行う事業者、転倒防止器具の販売又は取付けを行う事業者、市町村、国等と連携して、家具等の安全対策に関する実態を把握するとともに、家具等の安全対策の啓発及び促進を行うよう努めます。

(屋外工作物等の安全対策の推進)

**第11条** 屋外にあるブロック塀、石塀又はれんが塀その他これらに類する塀、自動販売機、窓ガラス、外装材、屋外広告物等(以下「屋外工作物等」といいます。)の所有者又は管理者は、屋外工作物等が、南海地震の発生時に転倒し、落下する等により歩行者等に危害を及ぼし、避難等を妨げることをないように、あらかじめ、当該屋外工作物等の安全性の点検及び転倒、落下等の防止の安全対策(以下「屋外工作物等の安全対策」といいます。)を行うよう努めなければいけません。

2 県は、屋外工作物等の製造、施工、管理等を行う事業者、市町村、国等と連携して、屋外工作物等の安全対策に関する実態を把握するとともに、屋外工作物等の安全対策の啓発及び促進を行うよう努めます。

(被災建築物等の応急危険度判定への支援等)

**第12条** 県は、南海地震により被害を受けた建築物又は宅地(以下この条において「被災建築物等」といいます。)において余震、降雨等によって二次災害が発生することを防ぐため、南海地震の発生後に、市町村が行う被災建築物等の応急危険度判定(以下この条において「応急危険度判定」といいます。)への支援を行います。

2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるように、あらかじめ、市町村及び国と連携して、応急危険度判定の制度を周知させるとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養成及び受入れ体制の整備、応急危険度判定に要する資機材の確保等の実施体制を整備するよう努めます。

3 被災建築物等の所有者又は管理者は、南海地震が発生したときは、応急危険度判定に協力するとともに、当該応急危険度判定の結果に応じて、被災建築物等の入居者及び利用者の避難、応急の補強等を行うよう努めなければいけません。

(公共土木施設の被害の軽減)

**第13条** 県は、県の管理する道路(橋りょうを含みます。)、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設において、南海地震の揺れ、液状化等による被害を軽減し、その機能を確保するため、あらかじめ、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うよう努めます。

## 第3章 津波から逃げる

(津波からの避難等)

**第14条** 津波浸水予想区域の居住者等は、地震による強い揺れを長い時間感じたときは、気象業務法施行令第4条に規定する津波警報(以下この条において「津波警報」といいます。)又は津波注意報(以下この条において「津波注意報」といいます。)の発表を待つことなく、自らの判断で高台等の津波による浸水のおそれがない場所に、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車を原則として使わず、直ちに避難しなければいけません。この場合において、津波浸水予想区域の居住者等は、津波警報及び津波注意報が解除されるまでの間、津波からの避難を継続しなければいけません。

- 2 津波浸水予想区域の外にいる者は、津波警報及び津波注意報が解除されるまでの間、津波浸水予想区域へ立ち入ってはけません。
- 3 津波浸水予想区域に居住する者、通勤する者、通学する者等は、津波から迅速かつ円滑に避難することができるように、あらかじめ、緊急避難場所、避難路、避難の方法等について確認するように努めなければいけません。
- 4 海岸又は河口の付近にいる者は、津波から避難する意識を持つようにしなければいけません。
- (地域の津波避難計画の作成の推進)
- 第15条** 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように、市町村と協力して、地域の緊急避難場所、避難路、避難の方法、津波浸水予想区域の範囲等の津波からの避難に必要な情報を記載した計画（以下「地域の津波避難計画」といいます。）を、市町村が作成する津波避難計画との整合性をとりつつ作成しなければいけません。
- 2 津波浸水予想区域に居住する者、津波浸水予想区域の事業者等は、津波から避難する際の課題を認識し、津波から避難する方法等を確認するため、地域の津波避難計画の作成に参画するように努めなければいけません。
- 3 県は、地域の津波避難計画の作成が促進されるように、市町村と連携して、必要な情報の提供等の支援に努めます。
- (自主防災組織等が行う津波からの避難訓練等)
- 第16条** 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の津波避難計画に基づき、開催する時期、時間帯等さまざまな想定及び工夫の下に、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。
- 2 津波浸水予想区域の自主防災組織は、前項の津波からの避難訓練の結果を踏まえて、必要に応じて、当該地域の津波避難計画の見直しを行わなければいけません。
- 3 津波浸水予想区域の事業者は、事業所内の人を津波から迅速かつ円滑に避難させるため、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。
- 4 津波浸水予想区域の事業者は、前項の津波からの避難訓練を行うときは、地域の自主防災組織との連携に努めなければいけません。
- (津波からの避難に関する情報を入手することができる環境の整備)
- 第17条** 県は、県民、事業者等が、津波の危険を知り、南海地震の発生時に迅速かつ円滑に津波から避難することができるように、市町村、国等と連携して、津波からの避難に関して啓発するとともに、津波からの避難に関する情報を容易に入手することができる環境を整備するように努めます。
- 2 次の各号に掲げる津波からの避難に関する情報は、当該各号に定める物により伝えられるものとします。
- (1) 津波の危険性を知らせるための情報 津波浸水予想区域を示す標識、津波の碑等の津波への注意を喚起する物、津波の特性及び津波から避難する時にとるべき行動等の知識を伝える揭示物等
- (2) 緊急避難場所を知らせるための情報 緊急避難場所の標識、緊急避難場所に誘導する標識等
- (3) 津波の発生を知らせるための情報 緊急情報の放送施設、道路情報提供装置等(津波からの緊急避難場所及び避難路の確保等)
- 第18条** 県は、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように、市町村と連携して、緊急避難場所及び避難路を確保し、保全するために必要な対策を推進します。

- 2 県民、事業者等は、自主防災組織、市町村等からの求めに応じて、その所有し、又は管理する土地又は建築物が緊急避難場所又は避難路として利用されることに協力するように努めなければいけません。
- 3 避難者は、緊急避難場所を利用するときは、秩序ある利用に努めなければいけません。
- (津波の浸入による被害の軽減)
- 第19条** 県は、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように、津波浸水予想区域において、県が管理する施設について次のことに努めます。
- (1) 堤防、水門等の施設の機能を確保するため、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うこと。
- (2) 陸こう（閉鎖することにより主要な交通を妨げるおそれがあるものを除きます。次項において同じ。）を常時閉鎖し、水門扉を支障のない高さまで下ろす等の津波の浸入を防ぐための措置をとること。
- 2 陸こうを利用する者は、陸こうが津波の浸入口とならないように、陸こうの利用後は、当該陸こうを閉鎖するように努めなければいけません。
- 3 県は、津波によって流される木材、船舶等の漂流物による被害を軽減するため、あらかじめ、市町村、国、事業者等と連携して、津波による漂流物対策の推進に努めます。
- 第4章 火災から生命を守る**
- (火災の発生及び延焼の防止)
- 第20条** 県民、事業者等は、火災の発生を防ぐため、地震の揺れが収まった後に、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、火気の使用を停止し、ガス栓を閉め、避難するときに電流制限器により電流を遮断する等火災の発生を防ぐために必要な措置をとるように努めなければいけません。
- 2 県民、事業者等は、火災が発生したときは、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、消火及び延焼の防止に努めなければいけません。
- (初期消火に必要な用具の設置等)
- 第21条** 県民、事業者等は、消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び適正な管理に努めなければいけません。
- 2 自主防災組織、事業者等は、消火、通報、避難等の火災に関する訓練（次項において「消火訓練」といいます。）を毎年行うように努めなければいけません。
- 3 県民は、消火訓練に積極的に参加し、火災から生命を守るために必要な知識及び消火器、可搬式動力ポンプ等の消火用資機材による消火の技術の習得に努めなければいけません。
- 4 県は、市町村等と連携して、火災の発生の防止、消火、避難等の火災から生命を守るためにとるべき行動及び初期消火に必要な用具に関して啓発するように努めます。
- 第5章 土砂災害等の危険から生命を守る**
- (土砂災害等の危険からの避難等)
- 第22条** 県民は、地震の揺れ又は地震発生後の降雨等による次に掲げる土砂災害等の危険を察知したときは、直ちに危険な箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければいけません。この場合において、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、周辺の居住者等への危険の周知及び県、市町村等への通報に努めなければいけません。
- (1) がけ崩れ、地すべり又は土石流（河道閉そく部の決壊によるものを含みます。）の土砂災害
- (2) 河道閉そくによる上流の地域の水没
- (3) 土砂災害の前兆現象としての河川の濁り、流木の混在又は水位の異常、山鳴り、

がけの亀裂、小石の小落下、わき水又は井戸水の濁り又は水量の変化、地面のひび割れ等

- (4) 地盤沈下による水害
  - (5) 堤防又はため池の決壊等による水害
  - (6) 液状化等による建築物又は公共土木施設等の構造物の倒壊等
- 2 県民は、土砂災害等の危険から自主的に避難することができるように、自主防災組織の取組等を通じて、土砂災害等の危険に関する知識の習得、地域の土砂災害等の危険な箇所、避難所等の把握等に努めなければいけません。
- 3 県は、市町村、国等と連携して、あらかじめ、土砂災害等の危険からの県民の自主的な避難に関する啓発及び情報の提供等に努めます。
- (危険な箇所等の巡視、点検等)

**第23条** 県は、南海地震の発生後に、更なる被害の拡大を防ぐため、市町村等と連携して、土砂災害等の危険な箇所等の巡視及び点検（津波の危険が予想されときの海岸及び河川における巡視及び点検を除きます。）を行い、被害が発生するおそれがあるときは、速やかに居住者等への周知を行い、又は立入禁止等の措置をとるように努めます。

2 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物若しくは同条第2項に規定する劇物又は高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高压ガスその他これらに類する危険物又は有害物質であって南海地震が発生したときに生命、身体及び財産を害するおそれがあるもの（第34条第1項第8号において「危険物等」といいます。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の所有者又は管理者は、南海地震の発生後に直ちに、当該施設を点検し、当該施設において被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに被害の拡大の防止の措置をとるとともに、関係機関への連絡及び周辺の居住者等への周知を行わなければいけません。

(急傾斜地の崩壊等に係る対策の推進等)

**第24条** 県は、地震の揺れ又は地震発生後の降雨等による急傾斜地の崩壊等から県民の生命を守るため、市町村と連携して、あらかじめ、急傾斜地の崩壊等に係る対策の推進に努めます。

2 県は、地震の揺れ又は地震発生後の降雨等によるため池の決壊等がもたらす水害から県民の生命を守るため、市町村、土地改良区等と連携して、あらかじめ、ため池を必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うように努めます。

**第6章 震災から生命を救う**  
(応急活動の実施等)

- 第25条** 県は、南海地震の発生後に、市町村、防災関係機関等と連携して、人命の救助、医療救護活動、消火活動、避難所の設置及び運営、被災者への食料及び飲料水の供給等（以下「応急活動」といいます。）の対策を実施します。この場合において、より多くの人命を救う応急活動を最優先とします。
- 2 県民は、医療救護活動においてトリアージ（医師等が、傷病者のうち、重症で緊急度が高く、かつ、救命することができる可能性の高い者から治療し、及び搬送する優先順位を付けることをいいます。以下この項において同じ。）が行われることをあらかじめ理解するとともに、一人でも多くの人命が救われるように医師等のトリアージに係る判断に従わなければいけません。
- 3 県は、南海地震の発生後に、市町村、防災関係機関等と連携して応急活動に必要な情報の収集に努めるとともに、収集した情報を報道機関等と連携して県民に提供します。

- 4 県は、南海地震の発生後に迅速かつ的確に応急活動を行うため、市町村、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、実践的な訓練を行うとともに、応急活動に必要な資機材、人員、土地等の確保、県外からの応援の受入れ体制の整備等の応急活動に係る体制を確立するように努めます。
- (自主防災組織等が行う救助活動等)

**第26条** 自主防災組織、事業者等は、南海地震が発生したときは、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、救助活動、情報の収集及び伝達、安否の確認その他必要な活動を行うように努めなければいけません。

2 自主防災組織、事業者等は、あらかじめ、救助活動に必要な資機材の整備及び点検並びに知識及び技術の習得に努めなければいけません。

3 県は、南海地震の発生後に自主防災組織、事業者等が救助活動を行うことができるように、市町村、防災関係機関等と連携して、あらかじめ必要な支援に努めます。

(緊急輸送の確保)

- 第27条** 県は、南海地震の発生後に迅速に応急活動を行うため、市町村、防災関係機関等と連携して、負傷者の搬送並びに応急活動に必要な人員及び物資の陸路、海路及び空路による輸送（以下この条において「緊急輸送」といいます。）の確保に努めます。
- 2 県民、事業者等は、緊急輸送等のために車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいいます。次項において同じ。）の交通規制が行われている道路においては、当該交通規制に従わなければいけません。
- 3 県民、事業者等は、車両の交通規制が行われていない道路においても、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両の通行を妨げる可能性があるときは、車両の使用を控えるように努めなければいけません。
- 4 県は、緊急輸送を確保するため、市町村、防災関係機関等と連携して、あらかじめ南海地震の発生後の交通規制の遵守等に関して啓発するとともに、南海地震の発生後は交通規制が行われる路線等の情報を周知するように努めます。

**第7章 被災者の生活の安定を図る**  
(復旧活動の実施等)

- 第28条** 県は、南海地震の発生後に、早期に被災者の生活が安定するように、市町村、防災関係機関等と連携して、被災者への情報提供、住宅の確保、保健衛生、こころのケア、被災した公共施設等の復旧、災害廃棄物の撤去、学校教育の再開、社会秩序の維持等（以下「復旧活動」といいます。）の対策を実施します。
- 2 電気、通信、上下水道、ガス又は工業用水道の事業に係る施設を管理する者は、あらかじめ南海地震による当該施設の被害を最小限に抑え、早期に復旧するために必要な対策を行うとともに、南海地震が発生したときは速やかに被災した施設を復旧するように努めなければいけません。
- 3 県民は、市町村、防災関係機関等が行う復旧活動に協力するとともに、被災後の生活においては、相互に支え合い、助け合うように努めなければいけません。
- 4 県は、早期に被災者の生活が安定するように、市町村、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、復旧活動に必要な資機材、人員、土地等の確保等の復旧活動に係る体制を確立するように努めます。
- (ボランティア活動への支援等)

**第29条** ボランティア活動の支援及び調整を行う団体（次項において「ボランティア支援団体」といいます。）は、南海地震の発生後にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるように、あらかじめボランティアコーディネーターの育成、ボランティアの受入れ体制の整備等の実施体制を整備するとともに、南海地震が発生したときはボランティ

ア活動の支援及び調整を行うように努めるものとします。

- 2 県は、市町村と連携して、あらかじめボランティア支援団体の体制の整備を支援するとともに、南海地震が発生したときはボランティア支援団体の活動の支援及び連携に努めます。

(専門ボランティアの活用)

**第30条** 県は、市町村、関係団体等と連携して、あらかじめ専門ボランティア(専門的な知識及び技術を必要とする分野において活動するボランティアで、関係団体等に事前に登録等がされ、災害が発生したときに、県、市町村等からの要請に基づき活動するものをいいます。以下この条において同じ。)を活用する体制を整備するとともに、南海地震が発生したときは専門ボランティアの効果的な活用に努めます。

## 第8章 震災からの復興を進める

(震災復興計画の作成)

**第31条** 県は、南海地震の発生後に、早期に県民の生活の再建及び社会経済活動の再開ができるように、市町村が作成する市町村震災復興計画との整合性をとりつつ、速やかに高知県震災復興計画(以下「震災復興計画」といいます。))を作成します。

- 2 県は、震災復興計画の作成に当たっては、県民等との合意形成を行うように努めるとともに、県民が将来に希望をもって生活することができるように、コミュニティの維持を考慮しつつ、住宅及び雇用の確保に重点を置くものとします。

- 3 県は、南海地震の発生後に速やかに震災からの復興に着手することができるように、あらかじめ、震災復興計画の作成への県民等の参画、被災者の生活の再建への支援、社会基盤の再建、経済の復興等の方法の検討その他必要な対策の実施に努めます。

(震災復興対策の推進)

**第32条** 県は、市町村、防災関係機関等が行う震災復興事業との調整をしながら、震災復興計画に基づく震災復興対策を着実に推進します。

- 2 県、県民、事業者等は、震災からの復興に当たっては、それぞれの役割を果たし、協働して取り組むとともに、震災の経験及び教訓をいかして、震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりに寄与するように努めなければいけません。

## 第9章 震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりを進める

### 第1節 地域の防災力の強化

(県民の備え)

**第33条** 県民は、第4条第1項の規定に基づき、南海地震への備えとして、地震防災に関する知識の習得その他次に掲げる事項を行うように努めなければいけません。

- (1) 建築物の耐震性の維持のための点検及び補修並びに既存建築物の耐震化
- (2) 家具等の安全対策及び屋外工作物等の安全対策
- (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び管理
- (4) 避難を円滑にするための用具及び非常持ち出し品の準備
- (5) 応急手当に関する技術の習得
- (6) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び医薬品の確保
- (7) 緊急避難場所及び避難所の位置、避難路、避難方法、家族間の連絡方法等の確認
- (8) 前各号に掲げるもののほか、自ら及びその家族の生命、身体及び財産を守るために必要な備え

(事業者の備え等)

**第34条** 事業者は、第5条第1項の規定に基づき、南海地震による被害の軽減のために必要な備えとして、次に掲げる事項を行うように努めなければいけません。

- (1) 建築物の耐震性の維持のための点検及び補修並びに既存建築物の耐震化

- (2) 家具等の安全対策及び屋外工作物等の安全対策
- (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び管理
- (4) 避難を円滑にするための用具及び非常持ち出し品の準備
- (5) 食料、飲料水等の備蓄
- (6) 救助活動等に必要な資機材等の整備
- (7) 地震防災に関する体制の整備、啓発、研修、訓練等の実施
- (8) 木材、船舶等の漂流、危険物等の漏出等による生命、身体及び財産への被害を最小限に抑えるための施設、設備等の適切な管理
- (9) 南海地震の発生後においても事業を継続するために必要な計画の作成及び当該計画に基づく備え
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業所内の人の生命及び身体を守るために必要な備え

- 2 事業者は、地域の自主防災組織が行う防災訓練その他の地震防災に関する活動との連携に努めるものとします。

(自主防災組織の活動)

**第35条** 県民は、その居住する地域において自主防災組織を結成し、積極的に活動に参加するように努めなければいけません。

- 2 自主防災組織は、南海地震が発生したときに地域の居住者等の安全が確保されるように、市町村等と連携して、あらかじめ、次に掲げる活動を行うように努めなければいけません。

- (1) 地震防災に関する知識の普及
- (2) 南海地震により予想される被害、危険な箇所、緊急避難場所、避難所、避難路、通報先等の把握及び防災マップの作成並びに地域の居住者等へのこれらの情報の周知
- (3) さまざまな想定及び工夫に基づく防災訓練の実施
- (4) 防災用の資機材等の整備及び点検
- (5) 救助活動のための知識及び技術の習得
- (6) 災害時要援護者の把握及び避難のための仕組みづくり
- (7) 家具等の安全対策の推進
- (8) 前各号に掲げるもののほか、南海地震による地域の被害の軽減のための活動

- 3 自主防災組織は、活動を活性化するため、他の自主防災組織、社会貢献活動団体、地域の事業者等との連携に努めるものとします。

- 4 県は、市町村と連携して、自主防災組織の設立及び活動に必要な支援を行うとともに、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者を育成するように努めます。

(推進週間)

**第36条** 県民、事業者、自主防災組織等の南海地震対策への理解を深め、地震防災に係る活動の一層の充実が図られるように、毎年8月30日から9月5日までを高知県南海地震対策推進週間(次項において「推進週間」といいます。))とします。

- 2 県民、事業者、自主防災組織等は、推進週間に、第33条及び第34条第1項に規定する備え並びに前条第2項各号に掲げる活動の点検及び充実に取り組むとともに、第34条第2項及び前条第3項に規定する連携を図り、必要な訓練を行うように努めるものとします。

- 3 県は、市町村、防災関係機関等と連携して、前項に規定する県民、事業者、自主防災組織等の取組等が円滑に行われるように支援します。

### 第2節 災害時要援護者への支援等

(災害時要援護者への啓発及び支援)

**第37条** 県は、災害時要援護者の安全及び被災後の生活が守られるように、市町村等と連携して、災害時要援護者及びその家族があらかじめ取り組むべき備え、南海地震の発生時にとるべき行動等に関して啓発するとともに、災害時要援護者を地域で支え合うネットワークづくりを促進し、及び災害時要援護者に対応することができる避難所の確保、生活支援等の対策を推進するように努めます。

2 災害時要援護者を地域で支え合うネットワークを構成する近隣住民、自主防災組織その他地域の団体、民生委員法（昭和23年法律第198号）第1条の民生委員、障害者等の支援団体、医療関係事業者、介護関係事業者、福祉関係事業者等（以下「支援者」といいます。）は、災害時要援護者の避難誘導、救助、安否確認、医療面での対応、生活支援等（以下「災害時要援護者支援」といいます。）の方法をあらかじめ定めるとともに、南海地震が発生したときは迅速に災害時要援護者支援を行うように努めるものとします。

3 県は、南海地震の発生後に、支援者、市町村、防災関係機関等と連携して、災害時要援護者が必要とする情報を提供するとともに、災害時要援護者の特性に配慮した応急活動及び復旧活動の対策を実施するように努めます。  
（災害時要援護者の把握及び個人情報 の適正な取扱い）

**第38条** 支援者は、災害時要援護者支援を行うために、地域の災害時要援護者との情報交換、必要となる災害時要援護者支援の内容の把握等に努めるものとします。

2 災害時要援護者又はその家族は、支援者が行う災害時要援護者の把握及び災害時要援護者支援の活動を容易にするため、地域の防災活動等への自主的な参加等を通じて、支援者との意見交換並びに災害時要援護者支援の方法の確認及び調整を行うように努めるものとします。

3 前2項の規定により災害時要援護者支援に関する情報の提供を受けた支援者は、当該情報を、知事が別に定める災害時要援護者に係る個人情報の保護に関する指針に基づき、適正に取り扱うものとします。  
（災害時要援護者が専ら利用する施設の安全性の確保等）

**第39条** 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条の幼稚園、同法第29条の小学校又は同法第72条の特別支援学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の保育所又は同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（次条第1項において「保育所等」といいます。）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う施設等のうち災害時要援護者が入所し、又は通所する等の形態をとるもの、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所等の災害時要援護者が専ら利用する施設の設置者又は管理者は、あらかじめ、災害時要援護者である利用者の特性を踏まえて、南海地震に対する当該施設内の安全性を確保するとともに、避難誘導、救助活動、情報の収集及び伝達、初期消火その他災害時要援護者の安全の確保のために必要な活動を記載した手引書の作成、当該手引書に基づく訓練並びに南海地震の発生後に早期に事業を再開するために必要な対策を行うように努めなければいけません。

### 第 3 節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等

（学校等における防災教育の推進）

**第40条** 学校教育法第1条の学校又は保育所等（以下この条において「学校等」といいます。）の設置者又は管理者は、幼児、児童、生徒又は学生（以下この条において「児童等」といいます。）が地震防災に関する理解を深め、南海地震の発生時に自らの安全を確保することができるように、児童等の発達段階に応じた防災教育の実施に努めなければいけません。

ばいけません。

2 学校等の設置者又は管理者は、防災教育の実施に当たっては、児童等の家庭及び地域の協力を得て、地域の防災力の向上につながるような実践的な防災教育とするように努めるものとします。

3 県は、学校等において防災教育が推進されるように、指導者の育成、教材の作成、防災教育の手法に関する情報の提供等に努めます。  
（広報活動の実施等）

**第41条** 県は、県民、事業者等の防災知識の普及及び防災活動の促進のため、市町村、防災関係機関等と連携して、地震防災に関する広報活動の実施、啓発及び相談体制の整備に努めます。

2 県は、県民、事業者等が南海地震への備え及び南海地震の発生時の迅速かつ適切な行動ができるように、国、市町村等と連携して、あらかじめ、南海地震の揺れ、津波、火災、土砂災害、地盤沈下、液状化、危険なため池等に関する情報の提供に努めます。  
（人材の育成及び活用）

**第42条** 県は、市町村、社会貢献活動団体等と連携して、地域又は事業所における地震防災に係る活動に適切な助言又は指導をすることができる人材の育成及び活用に努めます。

### 第10章 南海地震対策を計画的に進める

（行動計画の作成）

**第43条** 県は、この条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海地震対策を計画的に進めるため、高知県南海地震対策行動計画（以下「行動計画」といいます。）を作成します。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めます。

- （1） 南海地震対策の基本的な方針
  - （2） 具体的な取組
  - （3） 達成すべき目標
  - （4） 前3号に掲げるもののほか、南海地震対策を計画的に推進していくために必要な事項
- 3 行動計画の作成に当たっては、県民等から意見を聴き、反映するように努めます。  
（南海地震対策の実施状況の点検等）

**第44条** 県は、行動計画に基づく南海地震対策の実施状況について、毎年、点検し、公表します。

2 県は、南海地震対策の実施の効果を検証し、必要に応じて、行動計画を見直します。

3 行動計画の見直しに当たっては、前条第3項の規定を準用します。

### 第11章 雑則

（委任）

**第45条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

（南海地震以外の地震への適用）

**第46条** この条例の規定は、必要な範囲内において、南海地震以外の高知県に被害をもたらす地震が発生したときに、これを適用します。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（高知県県有建築物南海地震対策基金条例の一部改正）

2 高知県県有建築物南海地震対策基金条例（平成19年高知県条例第5号）の一部を次の

ように改正する。

第1条中「南海地震に」を「南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）に」に改める。



高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第5号

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例

（目的）

第1条 この条例は、県外の助産師養成施設に在学している者で、助産師の確保が必要な県内の医療機関において将来助産師の業務に従事しようとするものに対し、奨学金を貸し付けることにより、その修学を容易にし、もって県内において必要な助産師の緊急的な確保及び充実に資することを目的とする。

（奨学金の貸付け）

第2条 知事は、次の各号に掲げるすべての要件を備えている者に対し、奨学金を貸し付けることができる。

（1） 県外の保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第1号の文部科学大臣の指定した学校において助産師課程を履修し、又は同条第2号の厚生労働大臣の指定した助産師養成所に在学している者であって、当該県外の学校又は助産師養成所（以下「県外養成施設」という。）を卒業後知事が別に定める県内の医療機関（以下「県内指定医療機関」という。）において助産師の業務に従事しようとするものであること。

（2） 勉学の意欲がおう盛で心身ともに健全であること。

（3） 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件

2 知事は、毎年度予算の範囲内で、前項各号に掲げるすべての要件を備えている者のうちから選考の上、奨学金を貸し付ける者を決定するものとする。

（奨学金の額等）

第3条 奨学金として貸し付ける金額は、月額15万円とし、奨学金を貸し付ける期間は、当該助産師課程において助産に関する科目を履修する学年の期間又は当該助産師養成所の所定の修学期間とする。

2 奨学金は、無利子とする。

（貸付けの一時停止）

第4条 知事は、奨学金の貸付けを受けている者が休学し、又は長期にわたって欠席しようとするときは、奨学金の貸付けを一時停止することができる。

（貸付けの再開）

第5条 知事は、前条の規定に基づき奨学金の貸付けを一時停止した場合において、当該奨学金の貸付けを一時停止された者が復学し、又は長期にわたる欠席をやめたときは、奨学金の貸付けを再開することができる。

（貸付けの取消し）

第6条 知事は、奨学金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを取り消すことができる。

（1） 第2条第1項各号に掲げる要件を欠いたとき。

（2） 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

（3） 学業の成績又は性行が不良であると認めたとき。

（4） 病気又は負傷のため県外養成施設の卒業の見込みがないとき。

（5） 前条の規定に基づく奨学金の貸付けの再開が認められないとき。

（6） 前各号に掲げる場合のほか、奨学金を貸し付けることが不相当であると認めるとき。

（償還）

第7条 奨学金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、県外養成施設を卒業したとき又は前条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消されたときは、直ちに、貸付けを受けた奨学金を償還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、奨学金を貸し付けた期間（奨学金の貸付けを一時停止した期間を除く。）の4倍に相当する期間に限り、奨学金を分割して償還させることができる。

（償還の猶予）

第8条 知事は、借受者が県外養成施設を卒業した後又は第6条の規定に基づき奨学金の貸付けを取り消された後において次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還を猶予するものとする。

（1） 県外養成施設を卒業した日から1年以内に助産師の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事する（法第12条第2項の規定による助産師免許の申請手続中に当該県内指定医療機関において就業し、継続して助産師の業務に従事する場合を含む。）とき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、奨学金の償還を猶予することが適当であると認めるとき。

（償還の免除）

第9条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還を免除するものとする。

（1） 県外養成施設を卒業した日から1年以内に助産師の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに又は当該卒業した日から1年以内に県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間（法第12条第2項の規定による助産師免許の申請手続中に当該県内指定医療機関において就業し、継続して助産師の業務に従事する場合における当該免許の取得までに業務に従事した期間を含む。）が奨学金を貸し付けた期間（奨学金の貸付けを一時停止した期間を除く。）の4倍に相当する期間に達したとき。

（2） 県外養成施設に在学する期間又は前号の業務に継続して従事する期間中に死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したとき。

2 知事は、前条の規定により奨学金の償還の猶予を受けている借受者が前項第1号の業務に継続して従事する期間中に県内指定医療機関において助産師の業務に従事しなくなったときは、規則で定めるところにより、奨学金の一部の償還を免除することができる。

3 知事は、前2項に規定する場合のほか、奨学金の償還を免除することが適当であると認めるときは、規則で定めるところにより、奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。

（延滞利子）

第10条 借受者が正当な理由がなく奨学金を償還すべき日までに償還しなかったときは、

当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、当該償還すべき奨学金の額に対して年14.5パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により延滞利子を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 知事は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより、第1項の延滞利子を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(この条例の失効)
- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。  
(経過措置)
- 3 前項の規定によるこの条例の失効の日(次項において「失効日」という。)以前において、第2条の規定により奨学金の貸付けを決定された者に係る当該奨学金の貸付けについては、同条から第6条まで及び第11条の規定は、当該奨学金の貸付けが終了するまでの間に限り、なおその効力を有する。
- 4 附則第2項の規定によるこの条例の失効の際現に償還の終わっていない奨学金及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる第2条の規定により失効日後に貸し付けられる奨学金の償還については、第7条から第11条までの規定は、附則第2項の規定によるこの条例の失効後も、なおその効力を有する。  
(助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例の一部改正)
- 5 助産師、看護師等養成奨学金貸付け条例(昭和37年高知県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

第9条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により延滞利子を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 知事は、特別の理由があると認めたときは、第1項の延滞利子を減額し、又は免除することができる。

~~~~~

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第6号

高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第7条)
- 第2章 交付事業(第8条・第9条)
- 第3章 貸付事業(第10条―第15条)

第4章 雑則(第16条)

附則

第1章 総則

(設置)

第1条 後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第116条第1項の規定により、高知県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(拠出率)

第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号。以下「政令」という。)第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、1万分の9とする。

(積立て)

第3条 基金には、法第116条第5項の規定により、特定期間(法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。)において、高知県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)から徴収する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)の総額の3倍に相当する額を積み立てる。

- 2 特定期間の各年度において基金に積み立てる額は、知事が定めるところによるものとし、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。
- 3 特定期間の各年度における県の年度負担額は、政令第19条第5項の規定するところにより算定するものとし、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。
- 4 基金への積立ては、広域連合が拠出金を納付する時期(以下「拠出時期」という。)以後速やかに行うものとする。拠出金の一部が拠出時期までに納付された場合も、同様とする。

(拠出金)

第4条 特定期間において、県が広域連合から徴収する拠出金の額の算定については、政令第19条第1項の規定するところによる。

- 2 特定期間の各年度において広域連合に対して求める拠出金の額については、政令第19条第3項の規定するところにより算定するものとし、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。
- 3 知事は、前項の規定により拠出金の額を算定したときは、広域連合に対し、拠出金の額及び拠出時期その他必要な事項を通知しなければならない。
- 4 広域連合が正当な理由がなく拠出金を拠出時期までに納付しなかったときは、当該納付すべき日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該納付すべき拠出金の額に対して年14.6パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞金を県に支払わなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、法第116条第7項の規定により、毎年度一般会計歳入歳出予算で定めるところによりすべて基金に積み立てる。

(管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第7条 知事は、法第116条第1項第1号に掲げる事業に係る交付金(第9条において

「基金事業交付金」という。)の交付及び同項第2号に掲げる事業に係る貸付金(以下「基金事業貸付金」という。)の貸付けを行う場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

第2章 交付事業

(交付の要件及び額)

第8条 知事は、広域連合が法第116条第1項第1号の要件を満たす場合に限り、政令第13条第2項の規定するところにより算定した額を交付する。

(基金事業交付金の額の減額等)

第9条 知事は、政令第13条第9項の規定に基づき必要があると認めるときは、広域連合に対する基金事業交付金の額を減額し、又は交付しないことができる。

第3章 貸付事業

(貸付けの要件及び額)

第10条 知事は、広域連合が法第116条第1項第2号及び政令第14条第1項の要件を満たす場合に限り、同条第2項の規定するところにより算定した額を限度として、その範囲内の額を貸し付ける。

(償還方法)

第11条 基金事業貸付金の償還は、当該貸付けを受けた特定期間の借入総額を2で除して得た金額を、次の特定期間の各年度において行うものとする。ただし、広域連合が、第13条の規定に基づき繰上償還を行うときは、この限りでない。

2 広域連合が正当な理由がなく基金事業貸付金を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、当該償還すべき基金事業貸付金の額に対して年14.6パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞利息を県に支払わなければならない。

3 前項の規定により延滞利息を計算する場合においては、第4条第5項の規定を準用する。

(償還期限の延期)

第12条 知事は、広域連合に対し、次の特定期間の償還期限での償還によって次の特定期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれるときは、次の各号に掲げるいずれかの日を償還期限とすることができる。

(1) 当該貸付けを受けた特定期間の次の次の特定期間の終了年度の末日

(2) 前号に掲げる日の属する特定期間の次の特定期間の終了年度の末日

2 知事は、広域連合に対し、災害その他特別の事情があると認めるときは、償還期限(前項の規定に基づく償還期限を含む。)を当該償還期限の属する特定期間の次の特定期間の終了年度の末日まで延期することができる。

(繰上償還)

第13条 知事は、広域連合が知事が定める貸付条件に従わなかったときは、基金事業貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 広域連合は、第11条第1項本文の規定にかかわらず、基金事業貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(基金事業貸付金の額の減額等)

第14条 知事は、政令第14条第3項の規定に基づき必要があると認めるときは、広域連合に対する基金事業貸付金の額を減額し、又は貸し付けないことができる。

(償還金の処理)

第15条 広域連合から償還された基金事業貸付金(第11条第2項の規定により付される延滞利息を含む。)は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定めるところによりすべて基金に

積み立てる。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

高知県離島漁業再生支援基金条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第7号

高知県離島漁業再生支援基金条例

(設置)

第1条 離島において、漁場の生産力の向上等を図るための漁業再生に向けた活動を通じて、水産業及び漁業集落が有する多面的機能を持続的に発揮させるため、高知県離島漁業再生支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例及び保健所使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第8号

出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例及び保健所使用料徴収条例の一部を改正する条例

(出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例(昭和34年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項第9号中「第101条第1項」を「第101条第1項(高齢者の医療の確保に

関する法律（昭和57年法律第80号）第130条において準用する場合を含む。）」に改める。

（保健所使用料徴収条例の一部改正）

第 2 条 保健所使用料徴収条例（昭和23年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第 9 号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は工業等用設備」を「若しくは工業等用設備」に、「又は増設をした者等」を「若しくは増設をした者等又は特定事業施設を設置した者」に改める。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 同意集積区域 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第 7 条第 1 項に規定する同意基本計画において定められた企業立地促進法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する集積区域をいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（ 8 ） 特定事業施設 企業立地促進法第15条第 2 項に規定する承認企業立地計画に従って設置した企業立地促進法第 9 条第 1 項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。次条第 4 項において「企業立地促進法省令」という。）第 3 条に規定するものをいう。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 同意集積区域内において特定事業施設を設置した事業者（企業立地促進法第 5 条第 2 項第 6 号に規定する指定集積業種であって企業立地促進法省令第 4 条に規定するものに属する事業を行う者に限る。）については、当該特定事業施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対する不動産取得税を課さない。

第 4 条第 1 項第 2 号中「不動産取得税 過疎地域」を「過疎地域及び農村工業等導入地区における不動産取得税 過疎地域」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 同意集積区域における不動産取得税 企業立地促進法第 5 条第 5 項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（以下この号において「同意日」という。）から起算して 5 年以内に特定事業施設を設置した者について、当該特定事業施設の用に供する家屋（当該特定事業施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して

1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の規定は、平成19年10月29日から適用する。

高知県財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第10号

高知県財産条例の一部を改正する条例

高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「減額貸付け」を「減額貸付け等」に改め、同条第 3 号中「前各号に掲げるもののほか知事において」を「前 2 号に掲げる場合のほか、知事が」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合について準用する。

第 5 条の 2 を次のように改める。

（行政財産の無償貸付け又は減額貸付け等）

第 5 条の 2 前条第 1 項の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第11号

高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

高知県衛生試験等手数料等徴収条例（昭和39年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中 8 の項を 9 の項とし、7 の項を 8 の項とし、6 の項を 7 の項とし、5 の項を 6 の項とし、4 の項を 5 の項とし、

2 食品衛生学的試験料及び水質検査料	ビタミンA、人工甘味料、酸化防止剤、重金属、残留農薬、汚染物質等の定量分析試験	1 件につき	43,300円
	水質基準に係る水質検査のうち、化学的試験	1 件につき	206,200円
	快適水質項目に関する水質検	1 件につき	32,030円

	査		
	監視項目に関する水質検査	1件につき	146,960円
	アルキル水銀、P C B、農薬等の水質検査	1件につき	43,300円
	その他の試験及び検査	1件又は1成分につき12,840円以内で知事が定める額	
3 獣疫に関する試験料		前2項に準じて知事が定める額	

を「

2 食品試験検査料	ビタミンA、人工甘味料、酸化防止剤、重金属、残留農薬、汚染物質等の定量分析試験	1件につき	43,300円
	その他の食品試験検査	1件につき12,840円以内で知事が定める額	
3 水質検査料	アルキル水銀、P C B、農薬等の水質検査	1件につき	43,300円
	その他の水質検査	1件につき12,840円以内で知事が定める額	
4 獣疫に関する試験料		前3項に準じて知事が定める額	

に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県衛生試験等手数料等徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第12号

高知県衛生試験等手数料等徴収条例等の一部を改正する条例

(高知県衛生試験等手数料等徴収条例の一部改正)

第1条 高知県衛生試験等手数料等徴収条例(昭和39年高知県条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中「診療報酬の算定方法(平成18年3月厚生労働省告示第92号)」を「診療報酬の算定方法(平成20年3月厚生労働省告示第59号)」に改める。

(高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成11年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「診療報酬の算定方法(平成18年3月厚生労働省告示第92号)」を「診療報酬の算定方法(平成20年3月厚生労働省告示第59号)」に改める。

(高知県営病院事業料金徴収条例の一部改正)

第3条 高知県営病院事業料金徴収条例(昭和32年高知県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「診療報酬の算定方法(平成18年3月厚生労働省告示第92号)」を「診療報酬の算定方法(平成20年3月厚生労働省告示第59号)」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第13号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例(平成12年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条中「昭和36年省令第1号」を「昭和36年厚生省令第1号」に改め、同条の表に次のように加える。

31 法第36条の4第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施	登録販売者試験手数料	15,000円
32 法第36条の4第2項の規定に基づく登録販売者の販売従事登録の申請に対する審査	登録販売者販売従事登録申請手数料	7,100円
33 省令第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証の書換え交付手数料	2,000円
34 省令第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	販売従事登録証の再交付手数料	2,900円

第21条の表中9の項を削る。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第14号

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（平成19年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「医師養成奨学貸付金」を「医師養成奨学貸付金、初期臨床研修特別貸付金」に、「初期臨床研修」を「医師として初期臨床研修」に、「修了した医師が知事が認める専門の研修課程を有する県内指定支援医療機関において産婦人科その他知事が指定する特定診療科目について当該専門医としての高度な知識技能を修得することを目的とする臨床研修（当該臨床研修の課程として県内指定支援医療機関以外の県内の医療機関において行われる臨床研修を含む。以下「特定科目後期臨床研修」という。）」を「受け、又は初期臨床研修を修了した医師が専門医教育としての研修」に改める。

第2条第1号イ中「特定診療科目」を「特定診療科目（以下「指定特定診療科目」という。）」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「特定科目後期臨床研修を」を「初期臨床研修を修了した医師が知事が認める専門の研修課程を有する県内指定支援医療機関において産婦人科その他知事が指定する特定診療科目について当該専門医としての高度な知識技能を修得することを目的とする臨床研修（当該臨床研修の課程として県内指定支援医療機関以外の医療機関において行われる臨床研修を含む。以下「特定科目後期臨床研修」という。）」を「に改め、同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 初期臨床研修特別貸付金 県内の管理型臨床研修病院において初期臨床研修を受ける医師で、初期臨床研修の修了後指定特定診療科目の医師の業務に従事しようとするものが初期臨床研修を受ける場合に要する生活上の経費として貸与するものをいう。

第3条第1項第1号中「国立大学法人高知大学の医学生又は県内の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を卒業した国立大学法人高知大学以外の大学の」を削り、「業務」を「業務（特定科目加算貸付金を貸与する場合にあっては、指定特定診療科目の医師の業務）」に改め、同条第3項中「第1項各号」を「第1項各号、第2項各号」に、「医師養成奨学貸付金」を「医師養成奨学貸付金、初期臨床研修特別貸付金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項第1号中「医師」を「指定特定診療科目の医師」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、次の各号に掲げるすべての要件を備えている者に対し、初期臨床研修特別貸付金を貸与することができる。

- （1） 県内の管理型臨床研修病院において初期臨床研修を受ける者（以下「初期臨床研修生」という。）であって、初期臨床研修の修了後県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事しようとするものであること。
- （2） 勉学の意欲がおう盛で心身ともに健全であること。
- （3） 初期臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める要件

第4条第1項の表中

|                 |             |                                           |
|-----------------|-------------|-------------------------------------------|
| 特定科目後期臨床研修奨励貸付金 | 月額 120,000円 | 当該特定科目後期臨床研修の期間のうち、知事が定める期間。ただし、3年を限度とする。 |
|-----------------|-------------|-------------------------------------------|

を「

|                 |             |                                           |
|-----------------|-------------|-------------------------------------------|
| 初期臨床研修特別貸付金     | 月額 120,000円 | 当該初期臨床研修の期間。ただし、2年を限度とする。                 |
| 特定科目後期臨床研修奨励貸付金 | 月額 120,000円 | 当該特定科目後期臨床研修の期間のうち、知事が定める期間。ただし、3年を限度とする。 |

に改める。

第5条及び第6条中「特定科目後期臨床研修生」を「初期臨床研修生又は特定科目後期臨床研修生」に、「当該特定科目後期臨床研修」を「当該初期臨床研修又は当該特定科目後期臨床研修」に改める。

第7条第1号中「又は第2項各号」を「、第2項各号又は第3項各号」に改め、同条第3号中「学業」を「学業、初期臨床研修」に改め、同条第4号中「特定科目後期臨床研修」を「初期臨床研修若しくは特定科目後期臨床研修」に改める。

第9条第1項第1号オ中「業務」を「業務（特定科目加算貸付金に係る借受者にあつては、指定特定診療科目の医師の業務。以下この号において同じ。）」に改め、同項第2号イ及びウ中「医師」を「指定特定診療科目の医師」に改め、同条を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2） 初期臨床研修特別貸付金

ア 貸付金の貸与の期間が満了した後又は第7条の規定に基づき貸付金の貸与を取り消された後、引き続き初期臨床研修を受けているとき。

イ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事するとき。

ウ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受けるとき。

エ ウの特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事するとき。

オ ウの特定科目後期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事するとき。

カ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事し、その後速やかに特定科目後期臨床研修を受けるとき。

第9条第3項第1号ア中「県内の」を削り、同号イ中「業務」を「業務（特定科目加算貸付金に係る借受者にあつては、指定特定診療科目の医師の業務。以下この号において同じ。）」に改め、同号イに次のただし書を加える。

ただし、医師養成奨学貸付金を貸与した期間（医師養成奨学貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。）が3年未満の借受者にあつては、当該やめた特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間とを通算した期間が6年を超えたとき又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間が2年を超えたとき。

第9条第3項第1号ウに次のただし書を加える。

ただし、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年未満の借受者にあつては、特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間とを通算した期間が6年を超えたとき又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間が2年を超えたとき。

第9条第3項第1号エに次のただし書を加える。

ただし、医師養成奨学貸付金を貸与した期間が3年未満の借受者にあつては、県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間と特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間が6年を超えたとき又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した期間が2年を超えたとき。

第9条第3項第2号ア中「第1項第2号ア」を「第1項第3号ア」に改め、同号イ中「第1項第2号イ」を「第1項第3号イ」に、「医師」を「指定特定診療科目の医師」に改め、同号ウ中「第1項第2号ウ」を「第1項第3号ウ」に、「医師」を「指定特定診療科目の医師」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 初期臨床研修特別貸付金に係る借受者

ア 第1項第2号イの場合 県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間が2年を超えたとき。

イ 第1項第2号ウの場合 特定科目後期臨床研修を受けた期間が6年を超えたとき。

ウ 第1項第2号エの場合 当該やめた特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間が6年を超えたとき又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間が2年を超えたとき。

エ 第1項第2号オの場合 特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間が6年を超えたとき又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間が2年を超えたとき。

オ 第1項第2号カの場合 県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間と特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間が6年を超えたとき又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間が2年を超えたとき。

第10条第1項第1号ア中「次の」を「次に掲げる」に、「合計した期間」を「合計した期間（医師養成奨学貸付金を貸与した期間（医師養成奨学貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。）が2年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間）」に改め、「（医師養成奨学貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。）」及びただし書を削り、同号アの(イ)中「県内の」を削り、同号イ中「業務に継続して」を「業務（特定科目加算貸付金に係る借受者にあつては、指定特定診療科目の医師の業務。以下この号において同じ。）に継続して」に、「次の」を「次に掲げる」に、「合計した期間」を「合計した期間（医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間）」に改め、ただし書を削り、同号エ中「次の」を「次に掲げる」に、「合計した期間」を「合計した期間（医師養成奨学貸付金を貸与した期間が2年未満の借受者にあつては、(ア)に掲げる期間）」に改め、ただし書を削り、同号エの(ア)中「特定科目後

期臨床研修の」を「当該特定科目後期臨床研修の」に改め、同号エの(イ)中「特定科目後期臨床研修」を「当該特定科目後期臨床研修」に改め、同項第2号イ中「医師の業務に継続して」を「指定特定診療科目の医師の業務に継続して」に、「次の」を「次に掲げる」に、「通算した期間が」を「合計した期間が、」に改め、同号イの(イ)中「医師」を「指定特定診療科目の医師」に改め、同号ウ中「医師の業務に継続して」を「指定特定診療科目の医師の業務に継続して」に、「次の」を「次に掲げる」に、「通算した期間が」を「合計した期間が、」に改め、同号ウの(イ)中「医師」を「指定特定診療科目の医師」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 初期臨床研修特別貸付金に係る借受者

ア 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事した場合において、県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間（初期臨床研修特別貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。以下この号において同じ。）の1.5倍に相当する期間に達したとき。

イ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受けた場合において、当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

ウ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受け、当該特定科目後期臨床研修を受けることをやめて、速やかに県内指定医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事した場合において、当該やめた特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

エ 初期臨床研修を修了した後引き続き特定科目後期臨床研修を受け、特定科目後期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事した場合において、当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間と県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間とを通算した期間が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

オ 初期臨床研修を修了した後速やかに県内指定医療機関又は県内指定支援医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に継続して従事し、その後速やかに特定科目後期臨床研修を受けた場合において、県内指定医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間と当該特定科目後期臨床研修の課程として県内指定医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間とを通算した期間が、当該初期臨床研修特別貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間に達したとき。

第10条第2項中「同項第1号アからウまで」を「同項第1号アからウまで及び同項第2号ア」に、「業務」を「業務（医師養成奨学貸付金の特定科目加算貸付金、初期臨床研修特別貸付金又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金に係る借受者にあつては、指定特定診療科目の医師の業務）」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年 3 月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第15号

高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

高知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和46年高知県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「2万円」を「5万円」に改め、同項第2号中「5万円」を「12万5千円」に改め、同項第3号中「10万円」を「25万円」に改め、同条第3項第1号中「2万円」を「5万円」に改め、同項第2号中「5万円」を「12万5千円」に改め、同項第3号中「10万円」を「25万円」に改める。

第14条の2第2項第1号中「3万円」を「7万5千円」に改め、同項第2号中「5万円」を「12万5千円」に改め、同項第3号中「10万円」を「25万円」に改め、同条第3項第1号中「3万円」を「7万5千円」に改め、同項第2号中「5万円」を「12万5千円」に改め、同項第3号中「10万円」を「25万円」に改め、同条第4項第1号中「3万円」を「7万5千円」に改め、同項第2号中「5万円」を「12万5千円」に改め、同項第3号中「10万円」を「25万円」に改める。

別表の1の表中

「

2,625円	3,500円
3,375円	4,500円
4,500円	6,000円
5,180円	7,400円
6,230円	8,900円
7,560円	10,800円
9,310円	13,300円

」

を

「

6,975円	9,300円
8,550円	11,400円
10,725円	14,300円
12,110円	17,300円

」

13,160円	18,800円
14,490円	20,700円
16,310円	23,300円

に改め、同表の2の表中

「

2,625円	3,500円
3,375円	4,500円
4,500円	6,000円
5,550円	7,400円
6,675円	8,900円
8,100円	10,800円
9,975円	13,300円

」

を

「

6,975円	9,300円
8,550円	11,400円
10,725円	14,300円
12,975円	17,300円
14,100円	18,800円
15,525円	20,700円
17,475円	23,300円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において、高知県心身障害者扶養共済制度に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であって

この条例の施行後にこの条例による改正後の高知県心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第4条第2項の規定により高知県心身障害者扶養共済制度に加入したもの（以下「改正前加入者」という。）については、新条例第6条第1項及び第2項の規定は、次に定めるところにより読み替えて適用するものとする。ただし、同条第1項の規定の適用については、新条例第17条第1項ただし書の規定により加入者としての地位を失わない者を除く。

（１） 高知県心身障害者扶養共済制度又は他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に昭和54年10月1日以後に加入した者であって加入時の年齢が45歳以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入した者であって加入時の年齢が45歳未満であったものについては、新条例第6条第1項中「加入の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時の年齢に応じ、別表の1の表」とあるのは、「規則の定めるところにより、加入時の年齢に応じ、高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年高知県条例第15号）附則別表第1」と読み替える。

（２） この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の高知県心身障害者扶養共済制度条例（以下この号において「旧条例」という。）第5条の3第2項の規定による口数追加の承認を受けた者（高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成7年高知県条例第53号）附則第3項の規定により旧条例第5条の3第2項の規定による口数追加の承認を受けているものとみなされた者を含む。以下「口数追加加入者」という。）については、新条例第6条第2項中「口数追加の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、口数追加時の年齢に応じ、別表の2の表」とあるのは、「規則の定めるところにより、口数追加時の年齢に応じ、高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年高知県条例第15号）附則別表第2」と読み替える。

（３） 前2号に掲げる者以外の者については、新条例第6条第1項中「加入の承認を受けた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時の」とあるのは「規則の定めるところにより、昭和61年4月1日における」と、「別表の1の表」とあるのは「高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年高知県条例第15号）附則別表第3」と、「20年」とあるのは「25年」と読み替える。

3 改正前加入者に係る新条例第14条第1項の規定による弔慰金の支給にあっては、同条第2項第1号中「5万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」と、同条第3項第1号中「5万円」とあるのは「3万円」と、同項第2号中「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。

4 改正前加入者に係る新条例第14条の2第1項の規定による脱退一時金の支給にあっては、同条第2項第1号中「7万5千円」とあるのは「4万5千円」と、同項第2号中「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」と、同条第3項第1号中「7万5千円」とあるのは「4万5千円」と、同項第2号中「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」と、同条第4項第1号中「7万5千円」とあるのは「4万5千円」と、同項第2号中「12万5千円」とあるのは「7万5千円」と、同項第3号中「25万円」とあるのは「15万円」とする。

5 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の脱退並びに口数追加加入者の脱退及び口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第1（附則第2項関係）

加入時の年齢区分	県内に住所を有する加入者の掛金の月額	転出期間に係る加入者の掛金の月額
35歳未満の者	4,200円	5,600円
35歳以上40歳未満の者	5,175円	6,900円
40歳以上45歳未満の者	6,525円	8,700円
45歳以上50歳未満の者	7,420円	10,600円
50歳以上55歳未満の者	8,120円	11,600円
55歳以上60歳未満の者	8,960円	12,800円
60歳以上65歳未満の者	10,150円	14,500円

備考 「転出期間」とは、転出（新たに県の区域外に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。）をした日の属する月の翌月から転入（新たに県の区域内に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。）をした日の属する月の前月までの期間をいう。

附則別表第2（附則第2項関係）

口数追加時の年齢区分	県内に住所を有する口数追加加入者の掛金の月額	転出期間に係る口数追加加入者の月額
35歳未満の者	4,200円	5,600円
35歳以上40歳未満の者	5,175円	6,900円
40歳以上45歳未満の者	6,525円	8,700円
45歳以上50歳未満の者	7,950円	10,600円
50歳以上55歳未満の者	8,700円	11,600円
55歳以上60歳未満の者	9,600円	12,800円
60歳以上65歳未満の者	10,875円	14,500円

備考 「転出期間」とは、転出をした日の属する月の翌月から転入をした日の属する月の前月までの期間をいう。

附則別表第3（附則第2項関係）

昭和61年4月1日における 年齢区分	県内に住所を有する加入者 の掛金の月額	転出期間に係る加入者の掛 金の月額
35歳未満の者	4,200円	5,600円
35歳以上40歳未満の者	5,175円	6,900円
40歳以上45歳未満の者	6,525円	8,700円
45歳以上の者	7,950円	10,600円

備考 「転出期間」とは、転出をした日の属する月の翌月から転入をした日の属する月の
前月までの期間をいう。

高知県公害紛争処理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第16号

高知県公害紛争処理条例の一部を改正する条例

高知県公害紛争処理条例（昭和45年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法第36条第1項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第2項の規定によ
り当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2
週間以内に当該調停の申請人又は参加人が仲裁の申請をする場合における手数料につい
ては、当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額
に相当する額を控除するものとする。

第5条第1項の表中

「

左欄	右欄
----	----

」

を

「

申請又は参加の 申立ての区分	手数料の額
-------------------	-------

」

に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例をここに
公布する。
平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第17号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（平成13年高知県条例第4号）
の一部を次のように改正する。

第53条第1項の表中「、四万十町」を削り、同条第2項中「檮原町」を「檮原町及び四
万十町」に改め、同項第18号中「第52条」を「前条」に改める。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の高知県四万十川の保全及び流域の振興に
関する基本条例（以下この項において「新条例」という。）第53条第2項各号に掲げる
事務に係るこの条例による改正前の高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本
条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定により知事がした処分その他の
行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に旧条例の規定により知事
に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては四万十町長が管理し、及び
執行することとなる事務（旧条例第53条第1項の表の左欄に掲げる事務を除く。）に係
るものは、同日以後における新条例の適用については、四万十町長がした処分その他の
行為又は四万十町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第18号

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第6号）の一部
を次のように改正する。

第6条第1項中「含む。」を「含む。）及び南園展望デッキ（」に、「次項、第7条」
を「同項並びに次条第1項」に改める。

第17条中「定められた利用料金」を「定められた（第14条の規定に基づき減額したとき
を含む。）利用料金」に、「定められた入園料」を「定められた（同条第3項において読
み替えて準用する第14条の規定に基づき減額したときを含む。）入園料」に改める。

別表第2の表中

「

展示館階段広場	1,900円	2,300円
---------	--------	--------

」

を

「

展示館階段広場	1,900円	2,300円
南園展望デッキ	900円	1,100円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。



高知県女性相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第19号

高知県女性相談所設置条例の一部を改正する条例

高知県女性相談所設置条例（昭和32年高知県条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県女性相談支援センター設置条例

第1条第1項中「高知県女性相談所（次項において「相談所」を「高知県女性相談支援センター（以下この条において「センター」に改め、同条第2項中「相談所は」を「センターは」に改め、同条に次の1項を加える。

3 センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の高知県女性相談所設置条例の規定により設置された高知県女性相談所がした処分その他の行為は、この条例による改正後の高知県女性相談支援センター設置条例の規定により設置された高知県女性相談支援センターがしたものとする。



高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第20号

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例（昭和49年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を削り、同条第2項中「前項本文」を「前項」に、「、旅行業者又は知事」を「、知事」に、「規定する」を「規定する（次条の規定に基づき減額したときを含む。）」に、「、当該旅行業者又は知事」を「当該知事」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、旅行業者の取扱いによるものについては、別表に規定する（次条の規定に基づき減額したときを含む。）入場料（団体の場合にあっては、その合計額）から知事が別に定める額を控除した金額を当該旅行業者から徴収する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	単位	個人	20人以上の団体
児童・生徒	1人1日	350円	280円
	1人年額	500円	—
18歳以上の者（生徒を除く。）	1人1日	700円	560円
	1人年額	1,000円	—

備考 この表において、「児童」とは小学校の児童その他これに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。



高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第21号

高知県緊急間伐推進条例の一部を改正する条例

高知県緊急間伐推進条例（平成14年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

前文中「もとより」を「もとより、今や人類にとって最も重要な環境問題のひとつである地球温暖化の防止をはじめ、自然環境の保全」に改め、「、自然環境の保全さらには地球温暖化の防止」を削り、

「 高知県は、山地の多さや温暖多雨な気候といった自然環境を生かし、積極的にスギやヒノキの造林に取り組んできた結果、現在では多くの人工林が造成され、全国有数の森林県となっている。」

を

「 高知県は、山地の多さや温暖多雨な気候といった自然環境を生かし、積極的にスギやヒノキの造林に取り組んできた結果、現在では多くの人工林が造成され、全国有数の森林県となっている。」

そして、県内の森林の多くは、資源としての成熟度を増し、その経済的な価値の発揮が期待される段階に至っている。」

に、「実施し、」を「実施し、地球温暖化の防止をはじめとする」に改める。

第1条中「における」を「における地球温暖化の防止をはじめとする」に改める。

第2条第3号中「県土の保全」を「地球温暖化の防止、自然環境の保全、県土の保全」に改め、「、自然環境の保全、地球温暖化の防止」を削り、同条第4号中「有する者」を「有する者（森林組合及び森林組合以外の木材生産業者等を含む。）」に改める。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第12条第1項中「県民若しくはその組織する団体又は事業者（次項において「県民等」という。）」を「県民等」に改め、同条を第14条とする。

第11条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、県民等（県民及びその組織する団体並びに事業者をいう。次条において同じ。）による自主的な活動を支援するように配慮するものとする。

第11条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。
（利用間伐の促進）

第12条 県は、森林資源の成熟に応じた利用間伐（伐採した林木を利用するために搬出する間伐をいう。）を促進するため、間伐作業地の集団化、作業路網の整備、機械化の促進その他林木の搬出条件の整備に関し必要な措置を講ずよう努めるものとする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「高知県緊急間伐推進計画」を「高知県緊急間伐推進計画（次項において「緊急間伐推進計画」という。）」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

2 知事は、緊急間伐推進計画の策定に当たっては、地球温暖化の防止を図るため、森林による二酸化炭素の吸収量の確保に配慮するものとする。

第7条を第8条とする。

第6条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（森林所有者等の責務）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第7条 森林組合は、森林所有者等の間伐の実施に係る合意形成、間伐作業地の集団化、作業路網の整備、間伐材等の搬出その他間伐を円滑に実施するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 森林所有者等から委託を受けて間伐を行う森林組合以外の木材生産業者等は、前項に規定する取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

附則第2項中「平成20年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第22号**

**高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県道路占用料徴収条例（昭和44年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「第7条第8号」を「第7条第9号」に、「第7条第9号及び第10号」を「第7条第10号及び第11号」に改め、同表備考6中「第7条第9号及び第10号」を「第7条第10号及び第11号」に改める。

**附 則**

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第23号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。
第27条第1項第1号中「取り消し等」を「取消し等」に改め、同項第3号中「前条」を「第26条」に改める。

別表第3の表中「、支線柱」を「又は支線柱」に、
「

工事用板囲い、足場、詰所その他の工事施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	占用面積 1平方メートル	月額	241円 (230円)
---	--------------	----	----------------

」

工事用板囲い、足場、詰所その他の工事施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	占用面積 1平方メートル	月額	241円 (230円)
郵便差出箱又は信書便差出箱	1個	年額	630円 (600円)

」

に改め、同表備考1中「、1平方メートル」を「、当該占用の面積若しくは長さ又は端数をそれぞれ1平方メートル」に、「計算するものとする」を「計算する」に改め、同表備考2中「月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする」を「、1月未満の端数は1月として、月割をもって計算する」に改め、同表備考3中「1月として計算するものとする」を「当該占用の期間又は端数を1月として計算する」に改め、同表備考4中「徴収する占用料の額に10円未満の端数がある」を「1件の許可に係る占用料の合計額に10円未満の端数を生じた」に、「切り上げて得た額を占用料として徴収するものとする」を「切り上げる」に改め、同表備考5中「徴収する占用料」を「1件の許可に係る占用料」に、「として徴収するものとする」を「とする」に改める。

別表第5の2の(5)の表中

シャワー	1人1回	100円
------	------	------

」

を「

シャワー	1人1回	100円
屋根付き多目的広場照明設備	1時間	1,260円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第24号**

**高知県工業用水道条例の一部を改正する条例**

高知県工業用水道条例（昭和41年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。  
第3条第4号中「第13条第3項」を「第13条第3項又は第4項」に改める。  
第13条に次の1項を加える。

- 4 第2項ただし書の超過使用水量の算出において、前項の規定により難いときは、管理者の定めるところによる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県立身体障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。
平成20年3月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第25号

**高知県立身体障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例を
廃止する条例**

高知県立身体障害者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和54年高知県条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（身元保証に関する条例の一部改正）
2 身元保証に関する条例（昭和31年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。
第1条中「又は高知県立身体障害者リハビリテーションセンター（第3条第2項において「センター」という。）の訓練を終了した者」を削る。
第3条第2項を削る。